

平成 2 5 年第 6 回那須塩原市議会定例会

議 事 日 程 (第 3 号)

平成 2 5 年 1 2 月 4 日 (水曜日) 午前 1 0 時開議

- 日程第 1 市政一般質問
- 5 番 佐藤一則議員
 - 1 . パソコンの安全管理について
 - 2 . 黒磯消防本部庁舎の建て替えについて
 - 3 . 小学校の統廃合について
 - 2 0 番 山本はるひ議員
 - 1 . 国民健康保険の運営について
 - 2 . 前納報奨金制度について
 - 3 . 海外都市産業交流促進事業について
 - 1 番 藤村由美子議員
 - 1 . 市民協働のまちづくりについて
 - 2 . ゆ～バスと予約ワゴンバスについて
 - 2 番 星 宏子議員
 - 1 . いじめ防止対策について
 - 2 . 那須塩原市発達障害児支援について
 - 3 . 共働きの家庭への子育て支援について

出席議員（26名）

1番	藤村由美子君	2番	星宏子君
3番	相馬剛君	4番	齊藤誠之君
5番	佐藤一則君	6番	鈴木伸彦君
7番	櫻田貴久君	8番	大野恭男君
9番	伊藤豊美君	10番	松田寛人君
11番	高久好一君	12番	鈴木紀君
13番	磯飛清君	14番	眞壁俊郎君
15番	齋藤寿一君	16番	君島一郎君
17番	吉成伸一君	18番	金子哲也君
19番	若松東征君	20番	山本はるひ君
21番	相馬義一君	22番	玉野宏君
23番	平山啓子君	24番	植木弘行君
25番	人見菊一君	26番	中村芳隆君

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	阿久津憲二君	副市長	渡邊泰之君
教育長	大宮司敏夫君	企画部長	片桐計幸君
企画情報課長	藤田輝夫君	総務部長	成瀬充君
総務課長	伴内照和君	財政課長	八木澤秀君
生活環境部長	古内貢君	環境管理課長	中山雅彦君
保健福祉部長	人見寛敏君	社会福祉課長	松江孝一郎君
産業観光部長	斉藤一太君	農務畜産課長	川嶋勇一君
建設部長	若目田好一君	都市計画課長	君島勝君
上下水道部長	熊田一雄君	水道課長	舟岡誠君
教育部長	山崎稔君	教育総務課長	菊地富士夫君
会計管理者	大島厚子君	選管・監査・ 固定資産評価 ・公平委員会 事務局長	阿久津誠君
農業委員会 事務局長	平井英樹君	西那須野 支所長	玉木宇志君
塩原支所長	渡邊勝美君		

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長 渡 邊 秀 樹
課長補佐兼
議事調査係長 石 塚 昌 章
議事調査係 小 池 雅 之

議事課長 白 井 一 之
議事調査係 人 見 栄 作
議事調査係 小 磯 孝 洋

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（中村芳隆君） おはようございます。
散会前に引き続き本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は26名であります。

議事日程の報告

議長（中村芳隆君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

市政一般質問

議長（中村芳隆君） 日程第1、市政一般質問を行います。

発言通告者に対し、順次発言を許します。

佐藤一則君

議長（中村芳隆君） 初めに、5番、佐藤一則君。
5番（佐藤一則君） 皆様、おはようございます。
議席番号5番、TEAM那須塩原、佐藤一則です。
通告書に従いまして、市政一般質問を行います。

私にとりまして、3回目の定例議会にして3回目の一般質問となりますが、今回、初めて1番の質問者になりました。今までの人生全てにおいて、1番ということを経験したことがありませんので、非常に緊張しております。どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、初めに、パソコンの安全管理について質問をいたします。

1. パソコンの安全管理について。

IT機器の発達は目覚ましいものがあり、コンピュータは表計算、文書作成、情報収集等、今や生活には欠かせないものであります。使い方により便利な反面、大きな危険性もあります。国家が関与したサイバー攻撃、要人の盗聴等、世界を震撼させ、サイバー問題に関するルールづくりが急がれるところであります。膨大な情報が氾濫している昨今、本市のその管理体制について伺いいたします。

職員に配備されているコンピューターは、どのような形でネットワーク化されているか伺いいたします。

ウイルス感染防止の対策は、どのようにされているか伺いいたします。

情報流出対策は、どのようにされているか伺いいたします。

コンピューターやメモリー機器の持ち出し等の管理規程はあるか伺いいたします。

以上、最初の質問といたします。

議長（中村芳隆君） 5番、佐藤一則君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） それでは、佐藤一則議員の質問に、順次お答えしていきたいと思いますが、このパソコンの安全管理、今本当に世界中を駆けめぐり、大変な一つの社会的課題になっております。

職員に配備されているコンピューターは、どのような形でネットワーク化されているのかについてですが、現在、市では、職員のメールやスケジュール管理を初め、事務処理等に使用する情報系ネットワークと、住民情報や税情報などで使用する基幹系ネットワークがあり、これらは、総務省の地域情報通信基盤整備事業を活用した自営の光

ファイバーケーブルによりネットワーク化されております。

次に、ウイルス感染防止対策は、どのようにしているかについてもお答えいたします。

ウイルス感染防止対策につきましては、那須塩原市情報セキュリティポリシーを定め、ウイルス対策ソフトの導入を初め、職務に関連のないサイトへのアクセスの規制、外部記憶媒体等の接続の制限などを行っております。

また、で情報流出対策はどうされているか及びコンピューターやメモリー機器の持ち出し等の管理規程はあるのかについても、あわせて関連がありますのでお答えいたします。

情報流出対策やパソコン、外部記憶媒体の持ち出し等については、情報システム管理運営対策基準に基づき、管理の徹底を現在図っております。

また、セキュリティ対策としては、企画情報課が各課に対して、定期的に情報セキュリティ監査を実施し、個人情報等の適切な取り扱いの徹底に努めております。

以上、第1回の答弁といたします。

議長（中村芳隆君） 5番、佐藤一則君。

5番（佐藤一則君） ただいま最初の答弁をいただきました。ありがとうございます。

について再質問を行います。

についてでございますが、自営の光ファイバーケーブルによりネットワーク化されているということですが、それらのコンピューターとインターネットの接続状況についてお伺いをいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 既存のパソコンのインターネットへの接続状況ということでございますけれども、先ほど答弁で申し上げましたように、

外部とのネットワークが可能な情報系のパソコンが、現在844台あるということで、それらについては、インターネットに接続できる環境でございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 5番、佐藤一則君。

5番（佐藤一則君） ということは、1台が感染すると、ネットワークされているということなものですから、全てのコンピューターが感染することによってよろしいですか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 1台がウイルス等に感染ということであれば、そういったことで、ほかに影響が出るということでございます。

議長（中村芳隆君） 5番、佐藤一則君。

5番（佐藤一則君） 1についてはわかりました。

続きまして、2についての再質問を行います。

ウイルス感染防止対策の一つとして、職務に関連のないサイトへのアクセスの規制を行っているということですが、それは具体的にどのような形で規制を行っているのかお伺いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） どのような形で規制をかけているかということでございますけれども、規制に関しましては、ハード、ソフトとも、外部に流出しないような対策をとっているところでございまして、先ほど申し上げましたように、システムの管理運営対策基準とかセキュリティポリシーによって、それらを担保しているということでございます。

議長（中村芳隆君） 5番、佐藤一則君。

5番（佐藤一則君） それにつきましては、大変よくわかりました。

同じく について再質問を行います。

外部記録媒体等の接続についてでございますが、職員以外にも、外部から、住民、業者等からの報告等で、USBフラッシュメモリー等で報告を受ける場合があると思いますが、その場合のチェックはどのようにされているのか、お伺いをいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） USBメモリー等の使用ということでございますが、USBメモリー等の使用に関しましては、全て許可対象ということで、許可がないものは使用できないという形になっています。

議長（中村芳隆君） 5番、佐藤一則君。

5番（佐藤一則君） ということは、外部から持ち込まれたUSBメモリー等も同様ということでよろしいですか。

はい、わかりました。

同じく についてでございますが、2001年に発売されました基本ソフトWindows XPについてでございますが、基本性能が充実していることから、多くの自治体や企業が導入しましたが、本市においては、どのぐらい使用されているかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） Windows XPの関係でございますが、先ほど外部とのネットワークが可能なパソコン844台ということで申し上げましたけれども、そのほかに内部で、税とか住民情報を取り扱う基幹系といわれますが、そのネットワークが203台のパソコンがございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 5番、佐藤一則君。

5番（佐藤一則君） ただいま、203台導入されているということでございますが、ご存じかと思いますが、それについては、マイクロソフト社のサポートが来年4月に終了いたしますが、そのソフトの更新について、どのように考えているかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 来年4月に、Windows XPのサポート期間が終了するということへの対応ですけれども、先ほど申しあげました情報系のパソコン844台が、外部とネットワークされているということでございまして、そのうち、順次リースの期限切れに合わせて更新しているところでございますけれども、来年4月までに更新できないパソコンが90台ございます。それらの対応といたしましては、Windows 7へのバージョンアップを予定しているところでございます。

また、基幹系のパソコンということで、先ほど203台と申しあげましたが、そのうち169台が平成27年1月の更新となります。それらについては、外部とのネットワークがされていないということから、先ほど申しあげましたUSBメモリーの使用制限等によりまして、ウイルス感染対策による対応をしていきたいと考えております。

議長（中村芳隆君） 5番、佐藤一則君。

5番（佐藤一則君） それについてはよくわかりました。

サポートが終了しますと、セキュリティ上の欠陥が見つかった際に、修正ソフトが提供されなくなりますので、ウイルス感染や不正アクセスについての危険性が、非常に高まりますので、その辺も十分考慮いたしまして、対応をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、 についてでございますが、関

連していますので、一括して再質問をいたします。

パソコン及び外部記憶媒体の持ち出しについての管理の徹底は、どのように図られているのか、具体的にお伺いをいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 先ほども答弁いたしましたけれども、持ち出しの制限につきましては、情報システム管理運営対策基準によりまして、主に記憶媒体、情報システム機器、ソフトウェア、ネットワークシステム、コンピューターウイルス対策等の管理基準を定めておりまして、それによって持ち出し等を制限しているところでございます。

議長（中村芳隆君） 5番、佐藤一則君。

5番（佐藤一則君） よくわかりました。

それらにつきましては、過去にいろんな自治体で、持ち出したパソコンや外部記憶媒体を紛失したり、また盗難により重要な情報が流出した事例がたくさんありますので、管理の徹底に努めていただきますよう強く要望いたしまして、次の質問に入ります。

2. 黒磯消防本部庁舎の建てかえについて。

市民生活において、安全・安心は大きな柱の一つであります。その安全・安心に欠かすことのできない組織に消防署があります。現在、北那須地区2市1町には、黒磯那須消防組合と大田原広域消防組合があり、黒磯那須消防組合が本市黒磯地区と那須町、大田原広域消防組合が大田原市と本市西那須野地区及び塩原地区を担当しております。大田原地区消防組合が、本市西那須野地区と塩原地区を越境して担当しているのは、平成の市町村合併後も、以前の担当地区を変更しなかったためであります。

しかし、それも平成27年度を目途に、2つの消防組合が1つに統合され、2市1町を一括担当することになり、その機能が一層発揮されることが期待されます。

黒磯那須消防組合の活躍は、目覚ましいものがあります。直近では、去る8月23日に広島市で開催されました第42回全国消防救助技術大会において、ほふく救出の部、ロープブリッジ救出の部、応用登はんの各部において入賞し、応用登はんの部のタイムは全国一と、輝かしい成績をおさめております。以上のように、ソフト面では非常に充実しております。

しかし、ハード面の庁舎においては、その機能が損なわれております。特に、黒磯那須消防組合の中核である消防本部庁舎が、昭和46年6月完成と老朽化が著しく、建築確認申請同意部署にもかかわらず、耐震構造不適と消防署の庁舎としてはふさわしくないと考えられますので、以下の点についてお伺いをいたします。

黒磯那須消防本部庁舎の現状を、どのように捉えているかお伺いいたします。

黒磯那須消防本部の新庁舎建設計画の進捗状況をお伺いします。

2つの消防組合の合併後の黒磯那須消防本部の位置づけをお伺いいたします。

以上、2点目の質問といたします。

議長（中村芳隆君） 5番、佐藤一則君の質問に対し、答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） それでは、2の黒磯那須消防本部庁舎建てかえについてお答えいたします。

まず、の黒磯那須消防本部庁舎の現状をどのように捉えているかにつきましては、現在の消防本部庁舎は、建設後42年が経過し、新耐震基準を

満たしておりません。また、雨漏りや、仮眠室を初めとする各執務室も老朽化が進んでおり、業務を行う上で一部支障を来しているということを認識しております。

次に、 黒磯那須消防本部の新庁舎建設計画の進捗状況につきましては、これまでに、消防組合内部職員で庁舎建設検討委員会を組織し、庁舎の現状、整備計画、資金計画等の検討を行い、報告書がまとめられております。現在は、具体的な新庁舎建設計画は策定されておりましたが、現在、用地の選定に向けた作業を進めているところでございます。

最後に、(3)の2つの消防組合の合併後の黒磯那須消防本部の位置づけについてですが、現在、大田原地区広域消防組合が新設移転を予定している庁舎に本部を置くことが決定をしております。したがって、黒磯那須消防本部は合併と同時になくなることとなり、黒磯地区を管轄する黒磯消防署という位置づけとなります。

以上です。

議長（中村芳隆君） 5番、佐藤一則君。

5番（佐藤一則君） ただいまの答弁に、 について再質問を行います。

私も答弁のとおり、そのように認識をしております。なりわいとはいえ、その職務は激務で、悪い環境での業務になりますので、職員の心労、察して余りあるところであり、モチベーションの低下が懸念されます。業務遂行上、一部支障を来しているとの答弁をいただきましたが、具体的には、どのようなものが支障を来しているのかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 具体的な支障ということでございますけれども、基本的に職員そのもの

は、建設当時の51人から79人ということで、多くなってきております。あわせて車両台数、これも9台から17台というふうに大幅にふえてきている状況でございます。

そういったこともございまして、大変、老朽化とあわせて、庁舎内の狭さ、それと施設におきまして、なかなかお客様が来て駐車するスペースもない、あわせて消防職員が訓練をするスペースもないということが挙げられるかと思っております。

議長（中村芳隆君） 5番、佐藤一則君。

5番（佐藤一則君） 職員のほうに、かなり支障を来しているということですが、それらについて、あつてはならない、市民の安全・安心の確保には影響があるのかどうか、その点についてどのように考えているのか、お伺いをいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 消防署におきましては、現在の限られたスペースではありますけれども、市民の安全・安心の確保のために、精いっぱい努力をされているということございまして、市民生活に大きな影響というものはないというふうに思っております。

議長（中村芳隆君） 5番、佐藤一則君。

5番（佐藤一則君） わかりました。

消防本部のみならず、板室分署、那須湯本分署、塩原分署についても、業務に支障を来さないように、新庁舎建てかえまでの間、職員のモチベーションが下がらないように、早急な対応をよろしくお願い申し上げます。

と については関連していますので、一括して再質問を行います。

新庁舎建設計画に当たり、調査費が計上されて

いると思いますが、どのように使われているのか
お伺いをいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 調査費でございますけれども、平成25年度におきましては、200万円の調査費が計上されておるところでございます。これらにつきましては、まずは庁舎予定地の測量関係、それらが主なものとして計上されております。ですけれども、予定地がなかなか決まっておらないということございまして、現在のところ、この調査費については未執行状態という状況でございます。

議長（中村芳隆君） 5番、佐藤一則君。

5番（佐藤一則君） 用地の選定が、まだ決まっていないということで、使われていないということでございますが、答弁の中に、庁舎建設検討委員会から報告書がなされているということございまして、報告された庁舎の現状を、どのようなものかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 調査の報告書でございますけれども、冒頭答弁申し上げましたように、大変施設の老朽化が進んでいるというようなことが一番大きなところでございます。あわせて、新庁舎の建設の場所については、なかなか具体的などころまでは踏み込んではいけないという状況でもございますけれども、そういった中でも、特に現在ある施設のところから、余り遠くない範囲の場所での用地の選定というものが望まれるというような状況でもございます。ただ、なかなか用地の場所が決まりませんと、具体的などころまでは踏み込んでいけないというのが現状でございます。

議長（中村芳隆君） 5番、佐藤一則君。

5番（佐藤一則君） なかなか進まないということは理解しております。

同じく、整備計画の概要についてお伺いをいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 整備計画そのものというものは、まだ具体的にはなっておりません。そういった中で、先ほどお答えしましたように、報告書の中では、先ほどお答えしたような形で報告書が上がっているということございまして、報告書の中では、具体的に新しい消防庁舎はこうあるべきだというようなものは出されてはおりませんが、これらにつきましても、具体的なものというものは、まだこれからというような状況でございます。

議長（中村芳隆君） 5番、佐藤一則君。

5番（佐藤一則君） それにつきましても、庁舎の候補地がなかなか決まらないということで関連しているかと思うんですけれども、あわせて資金計画についても、具体的にお伺いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 資金計画等につきましては、現在のところ、まだ定まったものというものはございません。

議長（中村芳隆君） 5番、佐藤一則君。

5番（佐藤一則君） 以上につきましてはわかりました。

かつ、現在の黒磯那須消防本部とドクターヘリとの連携は、どのようになっているかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） ドクターヘリにつきましては、ご案内のとおり、救急医療機器とか医薬品を搭載して、ドクターが同乗してやるというものでございますけれども、現在の消防本部に当たりましては、それらとの連携というものは図られておりませんが、新庁舎というものができるとい形になれば、当然ドクターヘリ、あわせて防災ヘリ、それらとの離発着の機能を備えた庁舎というものは想定されるというふうに思っております。

議長（中村芳隆君） 5番、佐藤一則君。

5番（佐藤一則君） やはりそれらは、緊急を要する場合、一刻一秒を争うものでありますので、ぜひ、それらも考慮して選定のほうをよろしくお願いを申し上げます。

先ほど来、同じことになろうかもしれませんが、新庁舎建設に向けての用地選定の進捗状況をお伺いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 新しい用地の選定でございますけれども、先ほど申し上げたかもしれませんが、消防のほうの希望としては、現在地から半径1km以内に、できれば設置をしたいというお話でございます。あわせて、面積的には約1万5,000㎡程度はほしいというようなこともございまして、それらの条件を満たす範囲で、消防のほうとも協議をしながら、何力所か候補地は選んだところでございます。

ただ、なかなか、用地交渉を行ったところではありますけれども、まだ具体的な同意にまでは至っていないということでございます。ということで、なかなか候補地そのものも限られておるわけでございますので、これからも、そういった条件に合う候補地等をリストアップしながら進めてま

いりたいというふうに考えております。

議長（中村芳隆君） 5番、佐藤一則君。

5番（佐藤一則君） ただいまの答弁におきまして、現庁舎との位置関係の立地条件ということで、庁舎から1km以内と、また規模については1万5,000㎡以上ということでございますね。

黒磯那須消防本部の新庁舎建設においては、あくまでも市庁舎の移転新築が要件となりますが、ただいまの答弁の中で、現在の消防庁舎から1km以内、またドクターヘリとの連携の容易さ、用地の取得が必要ないということで、既存施設の有効活用と、まさに渡りに船ということで、現在の市役所の本庁舎、それも最適地の一つと私は考えておりますので、そのことについては、どのように考えておられるかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 庁舎の跡地の利用ということでございますけれども、それらも検討等の一つには入ってくるのではないかとこのふうには考えております。

議長（中村芳隆君） 5番、佐藤一則君。

5番（佐藤一則君） わかりました。

特に、3.11の震災以後は、現在余震のたびに、消防車、救急車、それらの緊急車両、車庫から当然避難させているわけです。その建屋に優秀な職員が、毎日業務をしている現状でありますので、一日も早く新庁舎の建設へ向けてのそれらを、積極的に取り組んでいただけますよう強く要望いたしまして、この項の質問を終了させていただきます。

続きまして、3番の小学校の統廃合についてお伺いをいたします。

本市の子どもたちが、将来自分の夢や希望を持ち、社会の一員としての責任を果たしながら、自

己実現を図っていけるように、小中連携を通して、義務教育の9年間で人格の基盤づくりをするために、学校教育の方針として、人づくり教育を推進する1つの方針として、那須塩原市小中学校適正配置基本計画が策定されています。その基本方針の一つで、学校の適正配置が、地理的条件や現在の配置を十分に考慮し、統廃合や学区の再編により行われます。

鍋掛地区では、鍋掛小学校と寺子小学校が統廃合になります。寺子小学校は長い歴史と伝統があり、その学校が廃校になるということは、寺子地区にとって大きな問題であると思います。その会議が重ねられている中、再認識の意味も込めまして、次の点についてお伺いをいたします。

鍋掛小学校と寺子小学校の統廃合に伴う進捗状況及び今後のタイムスケジュールについてお伺いをいたします。

寺子地区の児童の登下校の手段について、どのような方法をとるかお伺いをいたします。

鍋掛小学校と寺子小学校の統廃合について、地域の人たちとどのような話し合いをしているか、具体的な内容と課題等についてお伺いをいたします。

寺子小学校及び各廃校の跡地の利用は、地元地区に大きな問題としますので、どのように活用するかお伺いをいたします。

以上です。

議長（中村芳隆君） 5番、佐藤一則君の質問に対し、答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（山崎 稔君） 小学校の統廃合、とりわけ鍋掛小学校と寺子小学校に係るお尋ねがございました。(1)から(3)につきましては、関連がありますので一括してお答えをいたしたいと思います。

まず、進捗状況ですが、昨年2月から、それぞれの学校の統廃合準備委員会のメンバー、これは具体的に申し上げますと、地区の自治会に関係する代表者の方、あるいはPTAの役員の方々、それと学校の直接現場にかかわっている校長先生初め教頭先生、あるいは教務主任、こういった方々、こういった方が集まり、協議項目についてすり合わせを行う合同会議が、これまで順調に進んできております。

協議の内容は、統合の年度、校名、校章、校歌、スクールバスの運行、さらにはPTA会則の調整など、多岐にわたるため、協議項目ごとに専門部会を組織し、合意事項について、全体会議に報告するという形をとっております。再協議が必要な事項につきましては、それぞれの学校の準備委員会で検討を行い、再度合同会議で決定できるよう、丁寧な会議を進めており、例えば、協議事項の一つである登下校については、スクールバスにて登下校できるよう調整を進めているところであります。

今後のスケジュールといたしましては、準備委員会との詰め協議を行い、十分な理解が得られたと判断した段階で地域説明会を開き、市として正式決定をしたいと考えており、その時期は年明けの2月ごろを予定しておるところでございます。

これまでの協議の中で課題としては、寺子地区から運行されるスクールバスルート、校歌の一部変更、通学路の拡幅、閉校する施設と跡地の利活用についてであります。

最後に跡地活用についてお答えをいたします。

閉校となる学校の活用計画については、現時点では、寺子小学校統廃合準備委員会から一部要望はあるものの、市といたしましては、施設全体の具体的な活用計画はございません。小学校の統廃

合が進んでいる中、跡地活用については各地区の統廃合準備委員会からも、話し合いの場がほしいという意見も上がっております。

本市小中学校適正配置基本計画においても、学校は、地域住民の交流の場、生涯学習の施設、防災関連施設等の機能を有しているということから、統廃合後の跡地及び建物等の利用については、地域住民の意思を十分に反映し、その方法を検討していくとしております。

このような中、12月から庁内横断的な組織である小中学校跡地活用庁内検討委員会を組織し、地域住民との意見交換を初め、その活用方法について、さまざまな角度から組織的に対応してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（中村芳隆君） 5番、佐藤一則君。

5番（佐藤一則君） ただいま答弁をいただきましたが、 については、関連をしていますので一括して再質問を行います。

統廃合年度についてはどのように考えているか、お伺いをいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（山崎 稔君） 先ほどご答弁申し上げました中で、基本項目である統廃合年度についても少しお話しいたしますが、こちらにつきましては、一定の方向性というか結論は、準備委員会のほうでは出てきている状況であります。ただ、これが合同会議の中でまだ決定ということではありませんので、進捗状況とすれば、最終段階に入っているというふうな受けとめ方を私はしております。

まだこの地域、あるいは合同会議との意見調整が最終的になった時点ということで、来年2月ごろと申し上げましたが、それまでは公表について

は、合同準備委員会との協議、これをもうしばらく見守っていただければと考えております。

したがいまして、年度等については、そちらの合同会議等の決定というのを見て、公表させていただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 5番、佐藤一則君。

5番（佐藤一則君） 校名については決定されているのかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（山崎 稔君） 校名につきましては、それぞれの準備委員会等で議論された中では、鍋掛小学校の校名を引き継ぐというか、鍋掛小学校に統廃合するという形でその校名を用いるということになっております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 5番、佐藤一則君。

5番（佐藤一則君） 校章についても決まっているのかどうか、お伺いをいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（山崎 稔君） 校章や校歌等につきましても、先ほどの最終段階に入っているという理解をお願いをしたいと思います。これが合同会議のほうで正式に決定ということになれば、いずれ公表する時期もあろうかと思えます。ですから、この点については、もうしばらく見守っていただければと、このように考えております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 5番、佐藤一則君。

5番（佐藤一則君） 同じく校歌についても決定されているのかどうか、お伺いをいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（山崎 稔君） 校歌について、これも非常に微妙な、双方長く歴史の中で来たところのもので、いろいろ議論はありますが、今の答えと同じような形になりますが、少し校歌については、変更がなされるところが若干あるのかなど。つまり、現在の鍋掛小学校の校歌そのものを基本あるいは基調としながら、中の詩等、歌について、一部寺子地区の方々の思いを反映させるということからも、変更が出てくるのかなど、このような感じを持っております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 5番、佐藤一則君。

5番（佐藤一則君） わかりました。

鍋掛小学校、寺子小学校とも、非常に歴史のある伝統のある学校でございますので、それぞれの地域の人の思い入れも強いものがあると思いますので、その辺も両方の住民の意見を取り入れまして、十分考慮されまして決定なされるよう、よろしくお願い申し上げます。

登下校については、スクールバスの運行をもって当たるということですが、登校時間は1年生から6年生まで、当然開始時間は一緒であります、下校時間、1年生から6年生までとなりますと、大変まちまちでありますので、その辺の運行計画はどのようになっているか、お伺いをいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（山崎 稔君） お答え申し上げます。

スクールバスについては、閉校となる寺子小学校の全児童を対象とするわけでございますが、登下校時の運行本数と、いわばルート、運行路線についても、これは順次、現在協議を行っているところであります。ルート等の選定も、なかなかそういった関係、保護者等の理解を得ながら決定し

なければなりませんので、そういった事情を酌みながら、今現在、協議を進めているところであります。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 5番、佐藤一則君。

5番（佐藤一則君） 登校時は一括なものですから、問題はないかと思いますが、下校時においては、かなりの時間のずれがあると思います。せっかく寺子小学校の生徒が、鍋掛小学校と一緒に、今まで人数不足でできなかった部活等も、これからできるようになるかと思っておりますので、帰りに安心して下校できるような態勢をとっていただきたいと思っております。

旧今市市で、小学1年生の児童が下校途中に誘拐殺害された事件、先日で8年がたった今も解決されておりません。鍋掛地区でも先日、女子高生が襲われるという事件が発生しておりますので、既存のスクールバス運行のメリットを十分生かされまして、児童の安全な登下校の対応を、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、 について再質問を行います。

跡地の利用についてでございますが、これは補助金を受けて現在の学校を建設されていると思っておりますが、まだ完済されていないと伺っておりますが、その跡地の利用によりましての補助金の取り扱いについてお伺いをいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（山崎 稔君） ただいまお尋ねがありました国庫補助金の返還等についてのお尋ねでございます。

これは従来ですと、例えば、学校の残存価値に係る補助金の投入部分の残存分の返還ということがあったところでありますが、平成20年6月にこれが改正になりまして、統廃合に伴って実施する

学校、要するに廃校となる学校についての補助金については、10年以上経過した建物については国庫納付を免除すると、こういった形で文部科学省のほうから通知が来ております。

いずれにしましても、この寺子小学校の建築年が平成4年度ということでありますので、既に10年以上は経過しているということであります。したがって、我々の理解としては、学校統廃合に伴っての補助金の納付を免除するという理解をしておりますので、返還はないものということでございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 5番、佐藤一則君。

5番（佐藤一則君） ということは、跡地の利用について、その利用目的に制限がないということによろしいですか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（山崎 稔君） 制限がないというお尋ねですが、基本的には、私どもも、社会に有用な施設の利活用ということになれば、特に一定の制限がかかるというふうな認識は持っておりませんので、地域住民の方々、あるいは私どもで組織する庁内検討委員会のほうでの、そういったすり合わせ利活用等のもので出れば、特に制限がかかる話ではないと、このように理解をしております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 5番、佐藤一則君。

5番（佐藤一則君） はい、わかりました。

先ほどの答弁で、寺子小学校の準備委員会のほうから、教室の一部を、歴史あるものですから、記念室として残してほしいという要望があるということでございますが、それらも踏まえまして、既に市内の学校で、統廃合された学校についての

跡地の利用についての事例等、ありましたらお伺いをいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（山崎 稔君） 跡地利用ということだけになりますとなかなか、現在進めている高林小学校ですか、それに係る穴沢と戸田小学校ということになるかと思いますが、それ以前に、鳴内小学校がそういった統廃合を経てきております。その跡地はどうかというと、ご案内のように鳴内ランドということで、社会教育施設として最大限に活用していると、そういったことから、校庭等はその行事を行う際の駐車場であったり、催しをする場として広く活用されているわけですから、そういった事例が今挙げられるところだと思います。

以上です。

議長（中村芳隆君） 5番、佐藤一則君。

5番（佐藤一則君） ということは、現在、寺子小学校の準備委員会から要望として出ている、教室を一部記念室として残すということも可能ということによろしいんですか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（山崎 稔君） この要望点につきましては、よく精査を加えながら、地域の方々の思い、あるいはそれが、こちらの行政の中で考えた場合、そういったものもよくすり合わせをしながら、可能かどうかということにつきましては、この場ではストレートに「可能です」というお答えはなかなか難しいんですが、そういった要望等も1つの検討材料ということで、私どもには理解させてもらいたいということで、一部の要望ですから、またこれが広く聞きますと、こういった要望が出てくるかも、まだ全て地域の方からの要求・要望

等を掌握してあるわけではありませんので、そういったものも総合的に勘案しながら進めたいということが前提でありますので、今、佐藤議員から出たような要望等についても、検討の一つということでご理解を賜りたいと思います。

以上です。

議長（中村芳隆君） 5番、佐藤一則君。

5番（佐藤一則君） 大変よくわかりました。

廃校になる地域住民の皆さんにとっては、この統廃合、非常に大きな問題であると思います。地域住民の皆様のご意思を十分に反映されまして、地域の活性が損なわれないように、十分な対応をよろしくお願い申し上げまして、この項の質問を終わらせていただきます。

以上で私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

議長（中村芳隆君） 以上で、5番、佐藤一則君の市政一般質問は終了いたしました。

質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

議長（中村芳隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

山本 はるひ 君

議長（中村芳隆君） 次に、20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） それでは通告に従いまして、市政一般質問を行います。

1. 国民健康保険の運営について。

国民健康保険の平成24年度決算では、繰越金額は7億7,000万円となっています。さらに、財政調整基金が21億円を超えています。市は、平成23年度に保険税の見直しをして、税の引き下げを行ったにもかかわらず、基金はふえ続けて、実質単年度収支は、23年度24年度ともに2億円以上の黒字になっています。

一方で、国民健康保険税の収納率は、現年度分で89.9%、過年度分では17.77%という状況です。

そこで、今後予定されている広域化を見据えて、運営をどう考えるのか、広域化に対する本市の考え方や計画の進捗状況などについても、あわせてお伺いをいたします。

平成24年度の決算状況から、平成23年度に行った税の見直しについての結果をどのように捉えているのか、お伺いをいたします。また、財政調整基金などを含めた望ましい運営やそのあり方をどう捉えているのか、お伺いいたします。

税の引き下げをしたにもかかわらず、この2年間の決算で2億円以上の黒字となっていること、財政調整基金が毎年ふえ続けているという状況から、今後さらに引き下げ等の見直しを行う予定があるのか、お伺いいたします。

平成25年度決算と財政調整基金の見込み及び平成26年度以降の歳入歳出の見込みについてお伺いいたします。

収納率について、税の見直し（税の引き下げ）と収納率の関係はどのようになっているのか、お伺いいたします。

国民健康保険の広域化については、どこで、誰が、どのような計画づくりをしているのか、また本市の考え方、関与の仕方、広域化の時期についてお伺いいたします。

以上です。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君の質問

に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 山本はるひ議員の質問に、順次お答えいたします。

国民健康保険の運営についての質問ですが、から について、順次お答えしますが、初めに、平成24年度の決算状況から、平成23年度に行った税の見直しについての結果をどう捉えているのか、また、財政調整基金などを含めた望ましい運営のあり方をどう捉えているのかについても、あわせて答えていきますが、国民健康保険の財政運営については、平成22年度に税率の見直しの作業を行い、平成23年度に、医療給付分の所得割を7.9%から7.4%へ、資産割を24%から12%へと引き下げる改正を実施いたしました。

平成23年度と24年度の決算では、歳入歳出ともに伸びておりますが、国庫支出金精算額等を考慮した収支で、2億円以上の黒字となりました。主な要因としては、国民健康保険税の収納率の向上や、特別調整交付金、療養給付費等交付金等において、見込みを上回る収入の増加があったことが挙げられております。

また、望ましい運営のあり方については、保険給付費等の財源が不足する場合に、その不足額を埋めるための国民健康保険財政調整基金を保有しながら、単年度の歳入歳出の均衡が保たれている状態と考えております。

の税の引き下げをしたにもかかわらず、この2年間の決算で2億円以上の黒字になっていること、財政調整基金が毎年ふえ続けている状況から、今後さらに引き下げ等の見直しを行う計画があるのかどうか、また、の平成25年度決算と財政調整基金の見込み及び平成26年度以降の歳入歳出の見込みについては、関連がありますので一括でお答えいたします。

国民健康保険財政運営見直しに伴う国民健康保険税の税率改正については、平成23年度の税率等の改正を行った際に、那須塩原市国民健康保険運営協議会から「社会情勢の変化に伴う定期的な運営状況の検証は3年を目安に行うこと」との附帯意見をいただいておりますことから、現在、検証作業を進めております。

なお、平成25年度決算については、今のところ、歳入が歳出を上回る見込みであり、財政調整基金についても、若干の積み上げになるのではないかと考えております。また、平成26年度以降につきましても、同様の見込みとなっております。

このような状況から、歳出に対して適正な歳入となる税負担を実施するため、税率の見直しを行う作業を進めております。

の収納率について、税の見直しと収納率の関係はどうなっているかですが、平成23年度に見直しを実施したところ、現年度分で比較すると、収納率では1.18ポイント増加しており、今後についても増加していくものと見込んでおります。

の国民健康保険の広域化については、どこで、誰が、どのような計画づくりをしているのか、また本市の考え方、関与の仕方、広域化の時期についてお答えいたします。

政府は、平成25年8月21日、今後の社会保障制度改革の方向性や道筋などを盛り込んだ法案の骨子を閣議決定いたしました。この中で、社会保障制度改革国民会議の報告などを踏まえ、国民健康保険の財政運営の責任を担う主体を都道府県とするなど、平成29年度までに必要な措置を講ずるとしてありますが、今のところ、どのような方向で実施するのかなど、詳細な内容は示されておられません。

今後、国県の動向を注視しながら備えていきたいと考えております。

以上で、第1回の答弁といたします。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） それでは再質問をしていきます。

最初に、23年度の見直しをどういうふうに考えているのか、望ましい運営は何かということをお尋ねしたんですが、であるならば、今の那須塩原市の国民健康保険の運営については、望ましいと思っていられるのかどうかについてお伺いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 望ましいのかというふうなところのご質問です。

先ほど市長から答弁がありましたとおり、23、24、25年度の税率に対して、23、24年度では2億円ほどの黒字が出ているというその部分についてなんですが、実際に原因としてご説明をさせていただいたとおり、ふえたというか、2億円ほど黒字が見込みよりも出てしまったというふうな状況については、例えば、特別調整交付金などは、3.11の災害を配慮した対応などもありまして、平成24年度の決算額ですと、3億円を超える額が来ております。これは、想定を3億円ほど超えるぐらいの額で来ているということなものですから、そういった部分の、予測できないところの増があったということであれば、今回のというか、22年度の税率見直しに基づく運営については、おおむね適正であったというふうには考えております。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 那須塩原市において国保の決算は、財調だけ見ても、平成20年度14億円、それが今はもう21億円超えているというような状況ですし、22年度に見直しをして23年度に税率を下げたにもかかわらず、毎年、いわゆる黒字が出

ている。これ繰り越しだけで見たら、もう8億、9億というふうに出ているわけです。

ということは、足りないよりは、もちろんいいことだとは思いますが、望ましい運営としては、このときの22年度の見直しが、少々、税率を下げるということからいうと、甘かったのではないかというふうに思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） ただいま、見通しが甘いのではないかと、こういう質疑でございました。

多分、部長の答弁、歯切れが悪いと思っているのではないかと思います。現在この国保の運営審議会委員から、答申をいただいたという段階で、この答申につきましては、これから庁議に諮って合意を得て、そして来年度の予算化に向かって作業を進めると。その庁議にも諮っていないので、多分しゃべれないと思うんです。でも、これらのことしの答申の内容については、これは答申ですからね。決定ではありませんが、いわゆる所得割、あるいは均等割、あるいは平等割等については、いずれも値下げの方向での答申が出ておまして、答申が出たのをがらっと変えていくということは今までもありませんので、そういう方向で進んでいくと思います。

もう一つ、これは直接的なものですが、那須塩原市の市民の医療費、これはいつか新聞発表になりましたが、26市町で一番下のほう、下から2番目にいるんです。これをどう分析するかということで、この前も医師会の皆さんとの懇談会等でも話題になっていましたが、非常に医療費の給付額、こういうものについては、県内では最も少ない市と。これはお医者さんにかかっていないんです。こういうことも一つの黒字がふえてくる

要因になっているだろうと。ただ、それが真ん中ぐらいになると、あっという間に国保は基金の取り崩しが進んで赤字になっていくということも懸念されておりますので、私からはその点だけ答弁をさせていただきたいと思います。

また、現状については、今の質問で補足があれば、部長のほうからお答えいただきたいと思いません。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 今、国民健康保険の運営協議会の話も出ましたが、それに関しては、少し後でお尋ねしたいと思うんですが、まず最初に、23年度見直しをした結果について、先ほどの望ましい運営については、医療給付に関して財源不足のときに、それを補うだけの基金を持っていることだというふうにお答えいただいたと思うんですが、それでも、それでは、21億円もの基金を持っているということに関して、その基金の持ち方、大変難しいとは思いますが、どのくらいの基金を持っているということが安全になるのでしょうか。たくさん持っていればいいというものではないと思うんです。これ、私たちが税金を払ってためているということなので、その辺の考え方をお聞かせいただきたいと思えます。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 基金の持ち方という部分かと思えます。実際に、ある程度の運営の基準というものの中で、基金の上限額等も定められておりますけれども、その枠を超えて持っているというふうな状況でないというふうには認識しております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 財調の基金については、

これだけ持ちなさいというものもないですし、多分お答えにくいことだとは思いますが、それでもずっと、毎年毎年基金がふえ続けていることで、基金がどんなにたくさんあるからといって、税金を出した私たちに返ってくるものではないし、やはり、先ほど市長がおっしゃられたように、医療費を使っている分が非常に少ないというのは、昨年、おととしだけではなく、ずっと那須塩原市は、この10年間非常に低い率で二十何万円ぐらいしか使っていない現実なんです。そうすると、やはりそれを見込んで税率を決めていかなければいけない。県の平均だとか国の平均だとかというのは、それぞれの市町村のありようというのでしょうか、人口動態とか所得のありようで、あるいは医療費の使い方、病院のあり方で違ってくると思えますので、那須塩原市として、きちんと市民のありようを見て税を決めていなければいけない。そういう点で、22年度の見直しをしたときの見込みが甘かったのではないかと、特に医療費の給付に関して甘かったのではないかと、いうふうに思ったので質問いたしました。そのときに、市長も部長もいらしたわけではないので、これは、今後その点をきちんと精査をしていただいて、というふうに思っております。

財源不足ということが起きた年というのは、那須塩原市になってないんですね。確認だけしておきます。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 那須塩原市になってからの財源不足というふうなところでございます。手持ちの資料においては、そのような状況は確認されておりません。

以上です。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） その辺は了解いたしました。

先ほど、2番目3番目の話になっていくんですが、国民健康保険の運営協議会というところに、先ほどの市長のお話ですと、諮問をして答申をいただいたんだというふうに判断をいたしました。どういう諮問をしたのか、そして、その答申の内容がどうだったのかについて、もうこれは公文書になっているものだと思いますので、内容についてお伺いできればと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 国保運営協議会におきまして、この税率の改正については、11月5日に引き下げの案ということで諮問をさせていただきました。そこでご審議をいただき、11月14日に答申をいただいております。

その内容につきましては、先ほど市長がその項目をおっしゃっていましたのが実際の数字です。所得割については、現行7.4%のところを0.2%引き下げて7.2%に、均等割、これは1人当たりの基準額ですが、2万3,000円を3,000円引き下げて2万円に、また世帯に関する平等割につきましては、2万1,000円のところを3,000円引き下げて1万8,000円にというふうな部分の引き下げでございます。

また実際に、それぞれ所得とか固定資産とか、そういった部分に合わせて計算をした中で、賦課限度額というのがございます。そちらについては、国の示す法定限度額と開きがありますその部分、ある程度埋めようということで、5万円ほど引き上げをさせていただいて、現行の68万円から73万円へということで答申をいただいております。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 詳しい内容ありがとうございました。

確認なんですけれども、これ諮問をして答申をいただいたということだったんですが、先ほどのお話だと、諮問をしたときに、引き下げの額を示して、これでいいかと諮問をしたんですか。その内容について、もう一度お伺いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 諮問の仕方というところですが、こういった額とか割合とか、そういったものをお示しさせていただいて、その引き下げの根拠等もお示しさせていただいて、ご審議をいただいたというところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） なぜそういうことをお尋ねしたかと申しますと、つい先日、宇都宮市が逆に保険税を値上げするというようなことが出ておまして、その中で、運営協議会を何度も開いて理解をいただいたというようなことが書いてありました。当市におきましては逆で、下げるということについてのお示しだったと思うんですけれども、運営協議会は、団体の代表とか、それから保険税を払っているところの代表の方とか、市民の方たちが入っていると思いますので、そこで、多分2回開かれたんだと思うんですが、答申をして、そして示されたものについて、示したものがそのまま答申として上がってきているというような、多分、今お答えだったと思うのですが、その中で、市民の代表である運営協議会の委員さんの中から、どのようなご意見が出て決まったのか、何も出ずに「はい、それでいいです」とはなっていないと思いますので、その内容についてお伺いをいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 諮問をさせていただき、詳細についてご説明をさせていただいておりますが、それが第2回目でございますけれども、第1回の段階で、これまでの経営状況というものを、前段で説明をさせていただいております。その中で、やはり毎年2億円ほどの黒字があるということが第1回目の審議会のところで説明をさせていただき、それに基づいて第2回目の引き下げの諮問をさせていただいている。そんな中で、どのようなご意見ということにつきましては、おおむねご理解をいただけたという部分ではございます。

あとは、この後、先ほど議員から質問があり、答弁をさせていただいた運営主体を県にというふうなことの方針が、国として29年度までというふうなものも出ておりますので、要は3年に1度の見直しではなくて、臨機の対応をというふうなお話はいただいております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） わかりました。

国民健康保険税は、今、那須塩原市は4方式ということで、所得割に加えて固定資産税からも割合を取っております。12%でしたかね。それと世帯で平等で取っているのと、国民健康保険に入っている人の世帯の人数によって取っているのと、ということで4方式でやっていると思います。

今回の答申の中では、所得割の部分を下げることと、それから世帯での決まった額を下げる、人数で1人幾らを下げるということだったんですが、それと限度額を上げるということなんです。固定資産税に関しての12%でしたが、その額に関しては、何も疑問とか審議はなされなかつ

たんでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 資産割という部分かと思えます。資産割につきましては、前回の引き下げ、平成23年度の税率改正の際に、24%から12%へと半減をさせたというふうな経緯もございます。さらに、県のそれぞれの自治体では、この資産割を全く取っていないところもございまして、なかつかつ県平均が23.5%という形でございます。

これは、県全体での統一といったときに、当然この部分は議論されるんだと思うんですが、そういったところも考慮して、今回は、この12%については改正しないというふうなことでご説明をさせていただき、ご理解をいただいたというふうなことではございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 運営協議会の委員さんたちは、それでご理解をしたのかもしれないんですが、私はそもそも、国民健康保険税の中に資産割を入れていることそのものに疑問を持っております。

この件につきましては、今29年度の広域化ということに対して、それをどうするかということも議論の中に入っておりますし、そもそも、2方式をとっているところ、3方式をとっているところ、いろいろあるんですが、資産割を取っていないところも、特に大都市では多いというふうになっております。そんなことなので、東京などからこちらに越して来る方は、突然2万円になって「ええっ」という感じでびっくりされて、また戻したりもしていると思うんですが、資産割について、県がどうであれ、那須塩原市として非常に広い地域

を持っておりまして、資産税がとても高いところばかりではないとは思いますが、現在において資産を持っているからといって、所得が多いというものにはなっていないわけなので、この辺については、やはりもう少しきちんと審議をして、本当に資産割が12%必要なのかというところは考えてもいいように思うんですが、その辺については、これからのこともあるので、どのように考えているのか、もう一度お尋ねしたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 資産割の見直しということかと思いますが、非常にその部分については、難しい問題だというふうに認識はしております。

ただ、現状という部分、それから、この後統合がある可能性が非常に高まっているという部分もございますので、今回は、先ほどご説明したような形で整理をさせていただいたということで、ご理解いただければと思います。

以上です。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） それでは次に、限度額の引き上げについてなんですけれども、そもそも、今現在の限度額は、3つを足すと77万円だと思います。国のほうは26年度、つまり来年度からこれを引き上げるといような方針を出しておりますが、額はまだ決まっていないのかもしれないのですが、那須塩原市においては、今69万円限度額、そこにもう既に開きが8万円ございます。で、先ほどそれを上げることにして、少し開きを縮めるんだというお話だったんですが、そもそも、限度額があることによって、非常に高所得の方にとっては、この国民健康保険税、お得な保険だといような議論もございます。

そういう中で、なぜ那須塩原市が限度額いっぱい取らないのかということについて、お尋ねしたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 限度額につきましては、これまでの過去の推移などもございまして、現在の数字に至っているということで、私のほうでは考えております。

実際には、19年度の際に見直しがございました。さらに、22年度のときに見直しがございました。そのような中で、おおむね据え置きという形をとっているということで、実際には法定との差というふうなところかと思いますが、実際に現行の限度額で、どのぐらいの収入の世帯がその対象になっているかというふうなところを、ちょっと今回の見直しの中で試算をさせていただいております。

現在の限度額ですと、おおむね世帯の構成を、夫婦でどちらか片方が働いているという形と、高校に通っているお子さんが1人と、中学に通っているお子さんが1人というふうな、4人家族のシミュレーションをいたしました。その際に、給与所得が740万円、それから、実際に固定資産税がその世帯で10万円かかっているというふうな形、合計所得で540万円というふうな表現になってくるかと思うんで、ちょっとすみません。それはまた設定が複雑になるんですが、先ほど言いました、給与収入が740万円固定資産税が10万円ほどかかっている世帯というのが、ちょうど境目というところになってまいります。給与所得740万円が高所得者かどうかというふうな判断は、ちょっと難しいとは思いますが、そういったところが実際に、それ以上の所得があるところは減免というか、限度額を超えるから、そこ以上には取られないというふうな制度の該当になっていると

いう状況でございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） その辺についてはよくわかります。

給与収入740万円が、高いか安いかというのはともかくとしまして、国民健康保険税に那須塩原市の中で入っている人で、限度を超えているけれども、その限度のところにとまっている、つまり68万円にとまっているという世帯、あるいは人数でもいいんですが、どのくらいいらっしゃるんでしょうか。その限度を超えた分を、最初に見込みますよね。その見込みの額はどのくらいになるのかについてお伺いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 今回のやはりシミュレーションの中で、その積算をさせていただいております。実際に、現行の限度額でここに該当する、要するに超過をしている世帯につきましては、1,279世帯、全体の被保険者世帯の6.4%でございます。その超過額につきましては、5億4,000万円ほどございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 国民健康保険の税収35億円とか36億円ぐらいだと思わんですけれども、一応例えば、国民健康保険ではない社会保険の健康保険の部分、つまりサラリーマンとか公務員とか、給与から引かれている方々にとっては、所得1本ですよ。それも一人一人の収入に対して所得1本のところで算定をされて、その半分が企業が出しているということになるんですけれども、国民健康保険税に関しましては、世帯で集めて世帯の人数によってもお金を取られ、世帯1という

ことでお金を取られ、所得税は7.2%とか7.4%取るんですけれども、先ほどのように、ざっと収入が740万円ぐらいあると、それ以上の人、1,000万円でも1億円でもある人でも、68万円とめていいという、その辺が非常に私には納得できないところで、それが那須塩原市だけでも5億4,000万円あるということは、ここのところを、せめて現行でいうと68万円を77万円まで上げたら、そこで少しふえる。それ以上は国が決めているので取れないということなんです。で、また26年度からは、77万円がもう少し上がる見込みなのに、那須塩原市は依然としてアッパーまで上げないで、中間でやめるみたいな形をとるということが、ひいては、現年度分で10%ぐらいの方が払っていない、払えない人たちの低所得者への収入の増になっていくのではないかと。つまり、所得に関して税率が、非常に低所得者に関しては高くなっている。もちろん7割5割と軽減はあるにしても、ということからすると、限度額を一番上まで引き上げるということについて、何の議論もなかったのかなということは思うんですが、これはやはり、そういうふうにこの市は考えるんですか。上まで上げないということは。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 限度額につきましても、法定限度額までは取れるというふうなお考えが、十分理解するところであります。この後、国で、さらに引き上げるというふうな情報も流れておりますが、決定を見る段階ではないというふうに把握しております。

また、それにあわせて低所得者対策についても、情報が流れてきておりますので、先ほど申し上げましたとおり、3年に1度というふうな考え方はなくて、そういった社会情勢の変化に応じて、

臨機応変な対応を考える必要があるというふうには認識しております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 先ほど、法定限度額を超えた、たくさん収入のある方についてお尋ねしたんですが、逆に、国ほうから減免を許されている、7割5割3割でしたか、そういう人たちも何割かいらっしやると思うんです。今減免を受けている人の世帯と人数についてお伺いしたいのと、それでは那須塩原市で、調定されたもの満額払っている人が、どのくらいいるのかということはおわかりになりますか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 大変申しわけありません。今、手持ちの資料ではちょっと確認できませんので、後ほどのお答えということでご容赦いただけますでしょうか。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 別にそんなに難しいことではなくて、運営協議会のほうの資料にも出ていたような感じですので、多分減免をしている方は、3割ぐらいは減免されているのではないかなというふうには私は解釈をしておりますが、その辺については、後ほど教えていただきたいと思えます。

それで、国民健康保険の税率を決める、先ほどの市長のお話だと答申をいただいている、26年度からは下げていくんだというようなことでしたので、その下げていくときに、先ほど諮問で数字を出して、答申で同じ数字がオーケーされたということは、先ほど、今後まだ庁内で審議をしなければいけないので決まったことではないと、当たり前ですよ。3月の議会が議決をしなければ決ま

らないのですが、どうもそれを聞いておりますと、答申をされた数字、先ほど部長がおっしゃられたその数字で多分決まってくるというふうに理解をしてよろしいのでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） これまでの経緯ということで申し上げます、答申をいただいたもので庁内決定をいただき、その後、税率改正のための条例案を議会に提出をさせていただくというふうな手順を進めてまいりたいと考えてはございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） わかりました。

そうすると、答申をいただいたものが、決定ではないけれども、その辺のところ審議がされていくんだというところで、今までの実質2億円以上の黒字、あるいは繰り越しが8億円だ9億円だということになっていたものは、それによって解消されていくという理解でよろしいですか。で、財調についてはどのようになるのか、少し教えてください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 今回の税率改正に当たって、26、27、28年度のシミュレーションを行った中では、当然黒字とならないように積算をさせていただいております。

ただ、将来的な部分ですね。当然医療費は、現在4%台で毎年増加しておりますし、税収については少しずつ減っているというふうな状況にありますので、年度がたっていくほど、どうしても赤字に移る可能性は秘めているということですので、ただ、そのことをシミュレーションして、財政調

整基金を取り崩すというふうなシミュレーションにはしてはございません。

以上です。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） じゃ、財調は取り崩さず、この21億、22億円ぐらいのものをずっと持っていくということによろしいわけですね。

了解しました。

それでは、諮問の内容と答申の内容については、もうお答えいただきましたので、それに関しては最大限尊重して、今後決めていくんだとは思いますが、ぜひ私としては、限度額の77万円のところまで、やはり限度まで上げていただいて、少しでも所得割の部分減らしていただく、あるいは固定資産税について取っている12%、本当はあくすのが本筋だというふうには私思っておりますが、少しでも減らすことを考えていただきたいというふうに思います。それは要望として話しておきます。

税の見直しと、その収納率の関係については、23年度見直しをしたことによって、1.18ポイント増加したというふうなお話でしたけれども、これは、このたびというか来年度、もし下げることになったときには、この辺はもう少し、現年度分だけでいいんですが、上がって、90%台に乗るだろうという見込みを持っているのでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 先ほどありましたように、1.8ポイント増加をしておるわけですが、現在のシミュレーションの中では、90%台には何とか乗るのではないかという見込みは立てております。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 過年度の話をする、

非常に下がってしまうので、現年度の分だけの話をいたしますが、今、払えるのに払わない人という部分と、多分本当に払えなくて払わないというんですか、つまり生活が大変で、ここまで回らないという人と、2種類10%の人の中にはあると思うんですが、その辺については捉えておりますか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

総務部長。

答弁の訂正

総務部長（成瀬 充君） 先ほど、1.8と申し上げましたが1.18の誤りでございます。訂正をお願いしたいと思います。

総務部長（成瀬 充君） 払いたくても払えないとか、そういった方がいらっしゃるの事実でございます。そういった中で、収税担当といたしましては、適切な納税相談等を行いながら、少しでも払っていただきやすい環境づくりにも努めておるとい状況でもございます。

また、税率が、当然下がるという形なれば、納めやすい環境づくりというのもまた広がるのではないかというふうに思っておりますので、極力高い収納率になるように、これからも努力してまいりたいというふうと考えております。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） それでは、今、国民健康保険税の平均の税額があると思うんですが、この26年度に、今、答申の中で出ている額にしたときに、支払う保険税、どのくらい平均で下がるかというような、もちろん試算をして出している

思うんですが、その辺については、具体的にどんなふうになるんでしょう。上も下もあるんですけども、例えば平均でこのくらい下がるとか、その辺についてのシミュレーションは、もちろんしないと諮問できないと思いますので、それを具体的にお聞かせいただきたい。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） すみません。先ほどご質問いただいたところで、データが見つかりましたので、まずそれだけお答えさせていただいてよろしいでしょうか。

軽減でございます、7割5割2割というふうな軽減がございます。25年度の現況というところで、まず7割軽減ですと、均等割額の該当人数が5,954人、額としまして1億3,700万円ほど、また平等割額ですと、平成25年で、これが世帯で4,096世帯で8,500万円ほど、それから5割軽減ですと、均等割額で1,972人、3,100万円ほど、平等割額で804世帯、1,100万円ほど、それから2割軽減というところで、平成25年度で均等割額で3,815人で2,400万円ほど、それから平等割額が2,046世帯で1,200万円ほどというふうな状況でございます。

ご質問いただいたところの精査というところについては、実際にはなかなか厳しいところがございます、先ほどまでご説明したようなところが中心であったというふうにお答えをさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 税の見直し、特に引き下げをするに当たっては、入るものがこのくらいだ、それから出るものがこのくらいだと見込まないといけないと思うんです。それで、少なくとも

那須塩原市になって9年か10年の中で、今までの経緯というのは、私のような議員でもその資料は持っておりますし、療養給付費が幾らであって、それから入ってきている収入、国からおよそ25%入ってきているみたいなことはわかっているわけですよ。で、決算の中で7億7,000万円の繰り越しがあって、財調に入れたりして、黒字が2億円だということであるならば、今回、諮問をして数字を出したときに、そのバランスをとるために、これだけここを下げるんだよということにしているのであれば、一応その保険税の平均額として、上も下もあると先ほど申しましたけれども、どのくらい下がるのかがシミュレーションをしないで、それを出しているなんて、そんな井ではないですか。だから聞いたんですけども、わからないわけですか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 失礼をいたしました。

今のご質問の中についてですが、今回の引き下げによって、現行の加入者ベースで計算をいたしました結果としましては、税収が約1億2,000万円ほど、全体の税収ですと3.3%ほど下がるというふうな試算は出ております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） それだけ下げれば健全だというふうに決めたということなんでしょうけれども、先ほど限度額を上げたら、つまり限度額を上までいっていないから、5億円ぐらいはその限度でも下がっているということで、それを77万円まで上げたからといって、5億円入るというものではないのはよくわかりますけれども、その辺のところを、やはり本当に決めていくときには、

どういところで下げる、あるいは額を減らすことによって、所得に対して非常に高いというふうに感じている所得の低い人たちに対して、減免があってもやっぱりかなり高くなっておりますので、所得税と違って、どんな人でもかかるんですよ。だって、世帯割があったらどんなになくたってかかるというような、そういう税制になっておりますので、私は限度額までいっていないのは、お金持ちを優遇しているんだというふうに理解しておりますので、そうではなくて、本当に払いたくても払えない、生活がいっぱいだという人に対して、もう少し下がるような制度をつくっていただきたいというふうに思います。

次に最後になります。国保の広域化についてなんですが、先ほど、25年8月21日に国からの骨子が示されて、29年度までに運営主体を都道府県というようなお話があったということなんです。でも詳細がないので、何もわからないということではありましたが、県によっては、もうこれの会議をしているところもございます。

それと、12年に介護保険が入ったとき、20年に後期高齢者の医療制度が入ったときも、示されて実際に始まるまでに、10年とかかかっているわけではないわけですよ。あっという間に決まってしまう、市のほうがあたふたして、どうしようというようなことだったと思います。この広域化につきましても、今25年の終わり、29年度といえ、あと4年しかないわけですよ。ということは、私としては、今までの国を見ていれば、これはもう決定だろうなということを考えれば、本当はやっていっしょるけれども、やっていないと言ったのかもしれないですが、持ち続けている21億円をどうするのかとか、先ほどの固定資産税の分がどうなるのかということは、アンテナを張りめぐらせていただいて、私たちが払っている税金からた

めた、ためたという言い方は変なんです、積み上がってしまった基金でもあるわけですし、固定資産税分取っていないところもあるわけですので、そういうところが一緒になったときにどうなるかのシミュレーションは、やっぱりしっかりとやってほしいなというふうに思っておりますが、本当に何も考えていないのでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 何も考えていないのかというご質問で、非常に答えづらいんですけども、当然運営主体としては、さまざまな報道に基づいて、シミュレーションはさせてはいただいておりますが、何せ決定したというふうな通知も何もいただいている状況でございますので、あくまでも架空のというふうなものになっているのが現状でございます。

21億円、県で一つになったときに、当然県が運営主体となっても、基金は必要になるんだと思います。そういった部分については、当然各市町ごとに持ち寄るんだというふうなところは想定はされるんですが、その持ち寄り方というのは、これから決めていくんだろうというふうに思っていますし、そういった決めごとのときには、しっかりと意見を言っていくというふうに考えておりますので、どうぞご理解いただければと思います。

以上です。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） ありがとうございます。よくわかりました。

国民健康保険の制度というのは、結局、給与所得者や公務員やサラリーマンなど、加入する医療保険に入れないという人たちを、全て網羅した、いってみれば、低所得者が多い、やっぱりセーフティーネットというべき制度だというふうに思っ

ております。市は、県内の市や町と比べて、保険税の率などを決めているんだというような、指標にしているというようなことなんです。そもそも、県内といえども、先ほど申したように自治体のありようはさまざまです。そのさまざまなものを市で決めることができるという、税の中では非常に特異な存在なのが国民健康保険税の制度だというふうに思っております。

ぜひ、当市において、医療給付の現状や、それから所得分布のありようをよく精査をしていただきまして、その現実を分析していただいて、将来の予想を、余り甘く見積もらないような形で、法定外繰り入れをしていないという非常に健全な財政をしている当市でありますので、税として取り過ぎるという言い方は変なんです。たくさん取ってしまって、また余ったよというようなことがないように、26年度以降の税を決めていただくことを要望いたします。

私としては、先ほども申したように、固定資産税に対する税は、極力なくすべきだと思いますし、世帯割も要らない、できれば所得割と人数割で、そして国が決めている限度額いっぱいまで取っていただくことで、健全な国民健康保険の制度の維持ができていくものだと思いますので、その点を要望いたして、この項の質問を終わります。

議長（中村芳隆君） 質問の途中ですが、ここで昼食のため、休憩いたします。

午後1時、会議を再開いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時00分

議長（中村芳隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） それでは、2番目の質問に移ります。

前納報奨金制度について。

市県民税及び固定資産税、都市計画税の前納報奨金は、交付限度額、交付率ともに見直しを行い、平成23年度から引き下げられています。この制度については、創設時とは社会情勢が大きく変わり、納税意欲の高揚を図ることへの意識は浸透してきています。納税に関しては、悪質な滞納者への対策や、収納率の向上が問題になっていると思います。そこで、改めてこの制度について、本市のお考えをお伺いいたします。

見直しを行い、限度額、交付率の引き下げを行った結果をどのように捉えているか、収納状況はどうだったかについて伺います。

この制度について、本市としての考え方を伺います。

以上です。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君の質問に対し、答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 2の前納報奨金制度についてお答えをいたします。

まず、の引き下げを行った結果をどのように捉えているか、収納状況はどうだったかについてでありますけれども、平成23年度から、交付率を100分の1から100分の0.5に、交付限度額を20万円から10万円に引き下げた結果、市県民税、固定資産税ともに、前納件数は1割ほど減りましたけれども、最終的な収納率は向上しており、影響はなかったものと考えております。

次に、この制度について、本市の考え方についてでありますけれども、制度の目的である早期税収確保や納税意欲の促進は図られてきており、

県内各市町の状況を調査した結果、平成25年度までに、26市町のうち14市町が廃止をしており、さらに、平成26年度以降も5市町で廃止方向となっている状況でございます。

見直しをしてから3年が経過することや、県内の状況を踏まえ、平成25年度中に制度のあり方について、検討をすることとしております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 23年度に、交付率と限度額をそれぞれ引き下げたにもかかわらず、収納率は上がったということなんですが、それでは、今年度の前納報奨金の額は、25年度出ていると思いますが、どのくらいだったのでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 今年度の前納報奨金の額でございますけれども、市県民税においては、1,256万9,000円ほど、固定資産税におきましては、6,232万1,000円ほどということで、合計で7,489万1,000円程度の前納報奨金額となっております。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 7,500万円近くということで、前年は1億円を超えていたので、それでも減っているとは思いますが、でも、この7,500万円という金額、全額を先に払ってしまったから、ご褒美のようにくれるというものというのは、今や、先ほどもご答弁にありましたように、目的は達せられているので必要はないんじゃないかなというふうに考えておりますが、今後、見直しをまた検討していきたいということだったので、具体的には何か、26年度から変わるのか、あるいは見直しの方針があればお伺いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） それらについて、現在検討を進めているという状況でございます。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） じゃ、確認なんですが、26年度には今と変わる可能性はほとんどないということによろしいですか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 当然、来年4月から急に変更というものは、なかなか難しい状況ではないかというふうには感じております。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 比較していいものなのかどうかわかりませんが、7,500万円といえば、前に高齢者への支援タクシー券を減らしたときに、お金がないからというような額と似たような額だと思うんですね。そういうものを考えると、やはり、できるだけ早くこれはなくしてもいいものだというふうに思います。

前納報奨金の制度そのものが、もう目的は達している、そして今や、既に社会情勢が変わってきて、自主的に納付するという、そういう考え方はもう浸透してきましたので、この制度が適用される税目も限られておりますし、特別徴収で市県民税を払っている方には、全く恩恵はないということで、そういう意味では不公平ではないかなと思うところもございますので、それと、県の中でも、もうこれを廃止しているところのほうがずっと多いと、そういう現状を考えますと、26年度は無理としても、ぜひ早くこの制度をなくしていただきたいということを要望いたしまして、次の質問に移ります。

3番になります。海外都市産業交流促進事業について。

昨年に引き続き、今年度も行われたフランスへ

の海外都市産業交流促進事業については、国際化に対応する優れた指導力を兼ね備えたリーダーとして活躍できる人づくりと、本市の産業観光の活性化を目的としている事業とのことです。そこで、2回の事業を踏まえた上で、その成果と今後についてお伺いをいたします。

25年度の事業の研修内容についてお伺いいたします。

都市における産業の現状について。

観光と温泉の取り組みの現状について。

農産物を生かした地域づくりについて。

青少年による交流の現状について。

派遣団員についての資格要件についてお伺いいたします。

2年続けてフランスを訪問して、本市の、特に温泉を生かした観光の活性化に、どのように役立つのかについてお伺いいたします。

この事業についての、今後の考え方についてお伺いいたします。

以上です。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君の質問に対し、答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（斉藤一太君） 私から、3、海外都市産業交流促進事業についてお答えいたします。

初めに、平成25年度の事業の研修内容について、の都市における産業の現状についてでございますが、海外都市産業交流促進事業は、ことしの11月5日から11日までの7日間にわたり、地域産業の活性化を目的に、視察団を結成し、フランスの代表的な温泉地であるヴィシー市と、商業と食のまちであるリヨン市並びにパリを中心に視察を実施したところです。

主な成果ですが、都市における産業の現状については、さまざまな産業の現場で、商業、食文化、

自然環境など、フランス産業の活力を見てまいりました。その中で、日本の地方自治体のフランスでの活動を支援している自治体国際化協会クレアパリ事務所や、フランス経済界全土のネットワークを有するパリ商工会議所を訪問し、フランス経済情勢の情報収集や、今後の経済交流に係るアプローチ等を行うことができました。

次に、の観光と温泉の取り組みの現状については、昨年に引き続き、ヴィシー市の温泉を活用したスパ施設や飲泉所、またオペラハウスを代表とする教育文化施設など、観光の現状を視察いたしました。その中で、特に本市と共通する豊富な温泉や、水資源を生かしたまちづくりなど、観光資源の有効活用は大いに参考となりました。

次に、の農産物を生かした地域づくりについては、リヨン郊外の羊のチーズ工房とワイナリーの訪問並びに日本の民間の調理学校が運営するフランス料理の専門学校を訪問いたしました。驚くほど多くの日本人が学んでいる姿に感動したところでございます。教職員の話によれば、ミシュランガイドの3つ星レストランのシェフの多くが、この学校の卒業生であるということも聞いてまいりました。また、パリやリヨンの市街地にあるマルシェを視察することで、豊富な食材と食文化、そして農業の6次産業化や農畜産物の高付加価値化への先進的な取り組みを学ぶことができました。

次に、の青少年による交流の現状については、ヴィシー市にあるフランス語学学校の副校長やスタッフとの懇談により、フランスにおける語学教育のあり方や、青少年の国際化への対応など、開かれた素晴らしい教育システムや教育環境を学ぶことができました。

今後、オーヴェルニュ日本協会を通じて、青少年の交流推進についても、必要に応じて、各種情報の収集や提供を行ってまいりたいと考えており

ます。

次に、派遣団員についての資格要件についてお答えいたします。

海外都市産業交流促進事業では、海外派遣研修事業実施要項に基づき、年齢は原則として30歳以上70歳以下の者、また研修終了後は、研修の成果を生かした活動に携わることのできる者と定めており、この2つの要件を満たした人材を、実行委員会が人選をいたしました。

次に、2年続けてフランスを訪問して、本市の、特に温泉を生かした観光の活性化に、どのように役立つかについてお答えいたします。

温泉の使い方については、フランスと日本では、活用方法に大きな違いがあることが明らかになりました。フランスは、温泉を使って飲泉とか美容、病気の療養・治療など、その多くが健康保険制度の適用のもとに、温泉を医療的・物理的に使うことが主流となっておりますが、日本は、湯につかって心身を癒す温泉文化が主流となっております。

温泉を生かした観光の活性化についてですが、伝統的な湯治文化から、時代の流れとともに、近代的スパリゾートへと変革してきたフランスでの研修を行うことは、本市の観光行政の方向性を学ぶ上で大変貴重であり、また、本市の豊富な観光資源である温泉の多様な泉質効能の普及啓発や、これらを活用した飲泉や蒸気吸入、そして美容等への取り組みは、期待が持てることから、観光の活性化に生かしてまいりたいと考えております。

最後に、この事業についての今後の考え方についてお答えいたします。

農観商工連携推進事業を活用した観光事業の活性化や商業の振興、さらに農業の6次産業化への推進など、本市の産業観光の振興において、フランスは先進的でありますので、本市が学ぶべきことが数多くあります。引き続き、産業交流促進事

業を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） このたび部長におかれましては、この研修に参加をされて、報告書はまだ出ておりませんが、行ってきたばかりということで、大変貴重なご意見を聞くことができるのではないかと思います。質問をいたしております。

今、大変たくさんのご意見を学んできたということで、研修の成果をご報告いただきましたが、昨年の報告書を見ますと、視察で得られたこの刺激や経験を、スピーディーに行政運営に反映することが重要だと。また、行政運営に生かすことで、国際社会に対応する指導力を備えたリーダーの育成と市の産業活性化に向けた施策を、参加団体とともに講じてまいりますというふうに、はっきりと書かれております。

これは昨年行った結果の報告なんです、それをももちろん踏まえて行かれたんだと思いますので、部長におかれましては、この2点について、どのようなことを検証したというか、学んだのか、行政運営にどのように生かすのか、お答えいただきたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（齊藤一太君） ただいま2点ほどご質問をいただきました。

リーダーの育成という観点、それから、それを今後、観光の振興にどう生かすのかという、そういうお尋ねだと思いますけれども、まず昨年度、初めて補正予算に基づきまして実施をさせていただいたわけでございますが、早速、昨年度実施した上での、まずリーダーの育成という点でございます。

リーダーの育成という観点からいきますと、や

はり国際社会における日本の立場とか日本の考え方、これから進むべき方向などにつきましては、見識を広く、また深めることができたということで、これからも本市の産業振興におけるリーダーとしての資質を、いわゆる養成することができたということが言えるかと思えます。

それから、産業の振興についてでございますけれども、実質的に具体的な成果として、本年度あらわれてきたものが、実際に、前にもお話し申し上げましたけれども、ペットボトルがそうでございます。これは、本市が持ちます水資源の活用ということで、フランスにおいても豊かな水資源を目の当たりにしてきたということから、早速、ペットボトル1万本を、本年度の予算をいただきまして製造し、そしてPRに現在活用をさせていただいております。

それから、昨年学んできたメンバーの中では、温泉を活用するということでございますので、先ほどもご答弁申し上げましたが、温泉の飲泉による、いわゆる健康法の推進や、あるいは温泉の蒸気を吸入することによる健康法などの検討を行っているということで聞いております。

そのほか、マルシェの関係におきましては、大変豊かな食材と、いわゆるディスプレイが非常にきれいでありますので、そういったものにつきましては、今後の本市におけるマルシェ、青空市場といいたまいますか、そういったものの取り組みに参考にもなりますし、今後生かしていくことができるのではないかと感じております。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 今のお話ですと、リーダーの育成ということで、そこの中には市の職員も入っておられたと思えますし、ことしも行っておられると思うんですが、実際に今、関係団体が

ら行った方は、それぞれの立場で、いろいろな活動ができると思うんですが、市の職員におかれましては、何年かすると部署が変わるということがございますよね。そういう方について、行ったけれども次の年にはほかに行ってしまったとか、何にも還元できなく終わってしまうのでは、税金の無駄遣いだと思うんですね。

そういう意味で、ことし、去年行かれた方が、何か具体的に、このリーダーの育成に関する、あるいは事業の中で具体的に生かしたものがあつたのならば、教えていただきたいと思えます。また、部長におかれましては、今後やはりこれを生かして、観光産業についてしっかりと学んだことを生かしていただきたいと思うんですが、何かそれについて考えていることがあれば、お聞かせいただきたいです。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（齊藤一太君） お答えいたします。

まず、市職員が何年か後に異動してしまうということでございますが、市職員につきましては、担当時点での海外研修での研修の一環として参加するというところでございますが、その視察の成果というものは、知識として蓄えてございますので、その方がほかの部署へいっても、いろいろ指導とか助言をいただきながら、全体の職員の国際化に対する対応のレベルアップにもつながるのではないかと感じております。

それから、一般の会員の方で、実際に具体的な活動をされているのかというお尋ねでございますけれども、一般の方につきましては、先ほども申し上げました、いわゆる飲泉についての具体的な活用や、あるいは蒸気吸入についての取り組みなどを、今検討されているというそういう状況も入っておりますし、また参加されたメンバーは、そ

それぞれの団体を代表する方々でございますので、その方々はその組織のリーダーとなって、いろいろ啓発や普及、そういった活動などを行っていただいているということでございます。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 今、先ほど部長が具体的にと言ったときに、ペットボトルを1万本つくったというお話をされましたけれども、ペットボトルをつくることを、フランスに行って学んできたからつくろうとしたのだということで、多分お話をされたんだと思うんですが、ペットボトル1万本つくって、それが市を宣伝する効果になるんでしょうか。それを売るとか、もう少し具体的に、1万本つくって、那須塩原市の水と言って、どういうところに具体的に宣伝として使ったのかについて、私もいただきましたけれども、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。フランスに行って、ペットボトルだけではどうなんだろうということ。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（斉藤一太君） お答えいたします。

ただいま、具現化したもの、早速実現できたものということで申し上げたのがペットボトルということでございます。本市におきましては、ペットボトル源流水、那珂川の源流水を有しているという、非常に資源として恵まれておりますので、そういったものの活用を図ることによって、このやはり知名度、あるいはその自然環境の豊かさ、そういったものがPRにつながるのではないかとこの考え方がございます。

そのペットボトルをどのように活用しているのかということでございますけれども、1万本製造いたしましたけれども、各種イベントや、あるいは首都圏で行う各種イベント、キャンペーンなど

に、そのペットボトルを配布しながら、本市のPRに努めていると、そういった活用を今やっているとでございます。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） ペットボトルについてはわかりました。

それで、ぜひそれを活用するのであれば、フランスで見てきたところは、もう会社としてやっていたところを見てきたんだと思うんですね。ただで配るということだけではなくて、何かそれが産業につながるような、施策をやったりつなげていただくほうがいいのではないかとこのように思います。

それと、温泉に関して、特にやはり研修に行ったと思うんですけれども、塩原温泉と板室温泉に関して、フランスですと先ほど飲泉と、飲むという話ですよ。それとかスパとして医療をとというような話だったんですが、そういうものが具体的に、塩原温泉、それから板室温泉で具現化する可能性というのを、どのように見ているのでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（斉藤一太君） 今、塩原温泉、それから板室温泉について、本当にどのような形で具現化できるのかという、そのようなお尋ねでございますけれども、基本的には、先進国であるフランスのヴィシーの保険医療制度のもとに、その温泉を活用した療養、療法を学んできたわけでございます。以前にも、本市におけるスパツーリズム、あるいはヘルスツーリズムということで申し上げたことがあるかと思いますが、そういったものの今後の取り組みについての参考にするというような考え方のもとに実施をさせていただいておりますので、それを成果が本当にすぐに出

るのかということになると、少し時間がかかっていくということになるかと思いますが、そういった、いわゆる資源として有効なもの、本市にとっても共通性のあるものについては、先進国の事例なども参考にさせていただきながら、検討をさせていただきたいということでございます。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 温泉の先進国事例としてフランスというふうにおっしゃっているんですが、温泉でいえば、日本にはたくさん温泉があると思うんです。飲むということに関しては、あるいは治療に使うというのは、フランスが特化しているかもしれませんが、日本には、非常に日本人に合う温泉の使い方があると思うんですが、なぜフランスに限るのかについてお答えをいただきたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（斉藤一太君） お答えいたします。

ただいま、先ほど申し上げましたように、自然あるいはその水資源、あるいは温泉、そういったものの共通性があるということで、フランスのヴィシーという都市を選ばせていただいたということでございます。

ヴィシーというところは、フランスでは10本の指に入る温泉地として有名なところでございます。そして、治療や療養として医師の指導による温泉療法に基づいて、飲泉やあるいは医学療法、そしてヘルスツーリズム、そういったものが、いわゆる全体的な流れとして有名になっているわけでございます。

本市におきましても、源泉が160カ所以上あるというようなことから、本当に日本における温泉、湯量については、代表できる温泉地であると、そういう地にあるということから、このフランスの

温泉文化を本市に生かすことができないかということが一つでございます。

また、フランスはフランス料理に代表される食文化の大国ということでございますので、食材の豊かさについては、本市も同様であると考えております。したがって、今後の農業の6次産業化、それから農観商工連携事業、そして観光の推進を図る観点からも、大いにお手本になる国だということも選定の理由の一つということでございます。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 温泉にしても食にしても、フランスがすばらしいことはよくわかります。

でも、那須塩原市は日本の市でありますし、今、日本食が世界に広まろうとしてとてもやっている時期に、なぜ温泉地としてフランス、10指にとかといえば、日本にもたくさんいい温泉地がありますし、食材の豊富さからいったらフランスの比ではないというふうに思いますし、風土からいっても、日本で学ぶべきことは多いと思うのですが、今の部長のお話を聞いておりますと、那須塩原市のほかにはフランスのまちしかないのかなというような感じを受けます。

それで、最後の質問にも関係するんですが、海外視察ということで、日本は入らないのかもしれないんですが、改めて、なぜ海外に研修に行つて、産業と観光の発展に寄与していくのかについて、もう少しはっきりと、なぜ日本ではいけないのか、日本の先進地では学ぶことがないのかについてお答えをいただきたいです。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（斉藤一太君） お答えいたします。

国内にもたくさんあるのではないかとのお尋ねでございます。それから、日本食も世界に誇れ

るものではないかということですが、まず一つは、本市は酪農の本州一のまちでございますので、牛乳を生かした製品としてチーズ、あるいは乳製品、そういうものが一つあるわけでございます。そういった観点から考えますと、食を一つにとりましても、先ほど申し上げました温泉一つにとりましても、やはり国内でのいわゆるノウハウというよりは、フランスはかなり食においては進んでおりますので、そういう意味におきましては、やはりフランスの文化、あるいは産業、そういったものは、本市において非常に参考になる、お手本になるというようなことから、フランスということで研修をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 2番のほうの質問をしてから、またそれは再開いたします。

派遣団員の資格要件につきましては、年齢はともかくとして、団体の方々と市役所の方々が選ばれて2年間行ったと思うんですが、これ例えば、個人であっても農業などで先進的なものを学びたいとか、あるいは観光について学びたいというような市民である個人の方が行きたいというときには、これは参加はできないのでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（斉藤一太君） 一般の方々の参加はできないのかというお尋ねでございますけれども、この研修は、グローバルな人材を育成するという観点におきましては、ほかの海外研修と同じような認識に立っているわけでございますけれども、産業観光部を主体といたしまして、産業観光部といいますか、産業観光に関する研修を主体的に学ぶということで、実は産業観光部がこの事業

を主管しているということがございます。この海外都市産業交流促進事業につきましては、疲弊している経済情勢の中で、現状を打破するための糧として、昨年7月に経済団体のほうから要望書の提出などもございまして、そういったものを、産業や観光分野において、先進事例を学ぶことによって、この研修を実施するという明確な目的を持って実施をさせていただいているものでございます。

このようなことから、一般の方々の参加ということでの公募形式というのは、とってはおりませんけれども、産業観光分野における人材、または将来を期待できる人材を、関係経済団体を通じて、今ご推薦をいただき、それを実行委員会が人選し決定するというそういうプロセスを経て、参加団員を選出しております。

その選出過程におきまして、関係経済団体等が一般の方々においても、将来、あるいは産業観光の分野で活躍が期待できる、そういった人材としてご推薦いただいた場合は、その限りではございません。

また今般は、団体推薦等の方々はそれぞれの団体の推薦をお願いをしたわけでございますが、そのほか農観商工連携推進事業、それから6次産業化の取り組みが期待できるという方も、今回は参加をいただいているというところでございます。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） いろいろな事情があるんでしょうけれども、本市がこれからの観光都市として、あるいは産業を推進していく上では、何も団体に入っていない方でも、一生懸命に学ぼうとする意欲や力のある方がいらっしゃるのだと思います。ぜひ、税金を使って来年度以降の事業にも盛り込まれているようですので、公募をするかどうかはともかくとして、多くの方にこういうも

のがあるんだということは知らせていただいて、門戸は広げていただきたいと思います。決まったところだけで税金を使うというのは、やはりサービスにとってはいいのかなというふうに思いますので、それは今後検討をしていただきたいと思います。

それと、話を聞いておりますと、理屈はともかく、フランスしか頭がないような、どうもご答弁だったと思うんですが、私としては、国内にもたくさん先の事例があり、フランスだったらなかなか行けないけれども、フランス語が部長ができるのかもしれませんが、普通でしたら日本語で話が通じるころのほうが、事例としては参考になるのだと思います。

どうかそのようなことで、那須塩原市独自の観光施策をつくっていただいて、ここに参加した人たちも、たくさん観光振興に役立つような、そういう事業を考えていただいて、そして、行ってよかった、ただすばらしかつたで終わるのではなくて、このまちがより輝くような、そういうまちづくりのために力を発揮してほしいということを願って、この項の質問は終わります。

今回の質問は、国保、税の前納報奨金と海外視察の3つのことを質問いたしました。この時期はそれぞれの課で、来年度の事業確定と予算要求をしているところだと思います。代表質問にも出ておりましたが、市の行う事業や住民サービスに関しては、外からの転入者をふやすことも大変重要なことですが、ここに住んでいる11万8,000人弱の市民に対しても、しっかりと目を向けた施策事業を展開していただくことを要望して、全ての質問を終わりにいたします。

議長（中村芳隆君） 以上で、20番、山本はるひ君の市政一般質問は終了いたしました。

藤村由美子君

議長（中村芳隆君） 次に、1番、藤村由美子君。1番（藤村由美子君） こんにちは。1番、藤村由美子です。

通告に従って、一般質問を行います。

1. 市民協働のまちづくりについて。

当市のまちづくりの基本理念の一つとして、市民との協働によるまちづくりが挙げられています。今後、地方分権化が進む流れの中で、住民に選ばれるまちとして生き残るためには、豊かな自然環境の恩恵に頼るばかりでなく、限られた財源を有効活用し、住民サービスの質を確保できる自治体であることが求められてきます。そのためには、地域住民の声を聞き、力をかりて、市民協働のまちづくりが円滑に進んでいくことが必要不可欠であると考えます。そこでお伺いします。

那須塩原市が目指している市民との協働によるまちづくりとは、具体的にどのようなものですか、お聞かせください。

市民協働のまちづくりに関する施策は、どの部署でどのように決められるのか、お聞かせください。

まちづくりの施策の中に、市民が思い描く未来像は反映されているのでしょうか、お聞かせください。

市内で活動するNPO法人について、市は活動状況を把握していますか、お聞かせください。議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 藤村由美子議員の質問に、順次お答えいたします。

市民協働のまちづくりについて、まずお答えし

ますが、那須塩原市が目指している市民との協働のまちづくり、具体的にどのようなものかについてをお答えいたします。

那須塩原市が目指す市民との協働によるまちづくりは、平成23年に策定した那須塩原市協働のまちづくり指針に基づき、市民と行政がそれぞれの立場や持ち味を生かし、役割を分担しながら協力し合って取り組むまちづくりであります。

協働を進めていくに当たって、指針の中では、情報を得る、意識を高める、夢を描く、夢を実現させる、成果を振り返るの5つのプロセスにより、市民と行政がともに取り組むこととしております。

また、最近での協働の具体例といたしましては、地域が運営する高齢者生きがいサロンや、自主防災組織、あるいは自主防犯団体の活動などが挙げられます。その他、従来行われている自治会やコミュニティ、NPO法人、ボランティア、各種団体、企業等による市民活動も、協働によるまちづくりにつながるものと考えております。

次に、市民協働のまちづくりに関する施策は、どの部署でどのように決められているのかについてですが、市民協働のまちづくりを、全市的かつ全庁的に普及啓発し、協働を推進する施策につきましては、企画部市民協働推進課が担当しております。6月には、那須塩原市協働のまちづくり指針に基づき、全庁的に取り組むための協働のまちづくり行動計画を策定し、協働の取り組みを推進しております。

次に、まちづくりの施策の中に、市民が思い描く未来像は反映されているのかということについてですが、まちづくりの方向性を決定する重要な方針や計画を決定するに当たっては、市民委員で構成する各種審議会、懇談会の開催、広報やホームページによる市民意見の募集、関係団体との意見交換会の開催、市民アンケート調査の実施、そ

の他さまざまな手法により、市民の意見を反映するよう努めております。

今後とも、市としては、より積極的な情報提供に努め、市民の皆様とともに協働のまちづくりを推進していきたいと考えております。

ですが、市内で活動するNPO法人について、市は活動状況を把握しているのかどうかということですが、NPO法人からは、特定非営利活動促進法第29条の規定に基づき、事業報告書を毎事業年度、市に提出していただいております。これにより把握をしております。

NPO法人につきましては、行政との協働の重要なパートナーであると考えており、今後は事業に関係する部署におきましても、実態を把握するとともに、情報の共有に努めていきたいと思っています。

第1回の答弁といたします。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） ご答弁ありがとうございました。

それでは、は関連しておりますので、まとめて再質問いたします。

当市の協働のまちづくりについてご説明いただきましたが、当市の協働のまちづくりは、まだ動き始めたばかり。人間に例えれば、まだ、やっと母胎内に細胞らしきものが確認できるかどうかという状態でしょうか。これからたくさん栄養をつけて、母胎内で大切に育てていかなくてはなりません。安産となるか難産となるかもわかりません。母体から生まれ出て、自発呼吸できて、初めて協働のまちづくりの本格的なスタートとなります。とても長い年月がかかるかもしれませんが、この協働のまちづくりという子どもを生み育てる覚悟が、市長におありかどうか、その点についてお聞かせください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 育てていくのかということですが、もちろん、そういう決意があって計画をつくって動き出していると、こういうことでございますので、その点については、都合があるからやめると、こういうようなことは、全くございません。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） ありがとうございます。

なぜこのような質問をしたかと申しますと、先月、総務企画常任委員会で視察に行った、新潟県長岡市において、協働のまちづくりが、誰の目にも見える形で、そのイメージが具現化されていました。単なる理想的な概念を掲げているだけでなく、実際に市民が自由に使える巨大なスペースが用意されていました。

注目したのは、目を見張るような施設だけでなく、市民の意見がしっかりと吸い上げられる仕組みができていたことです。これには、相当強力なリーダーシップが必要だったのだらうと思いました。

先日、協働のまちづくり推進協議会主催の交流会に参加しました。そのときに、この水色のパンフレットを配っていただいたんですが、その中にあります「協働するためには5つの原則」ということで「目的の共有。協働に取り組むパートナー同士は、何のために協働し、何を指すのか」という目的を理解、確認することにより、効果的で満足度の高い活動が行えます」と書いてあります。まさに大事なポイントだと思います。目指すところが共有されていないと、こんなはずではなかったということになります。

先ほど、のまちづくりの施策はどこでという質問に対して、行動計画等で決められているとい

うお答えでしたが、具体的な施策は、各部署に分かれて行われているのだと思います。一つ一つの施策ではなく、全庁的、横断的に、市民協働をどのように進めていくのかという、かなめとなる指針はどこにあるのでしょうか。

企画部での、市民提案型協働のまちづくり支援事業は、市民が提案してくれれば、お金を支援しましょうというもの。商工観光課主管的那須塩原市地域活性化アイデアコンテストには、どれくらいこの地に根づいて生活している市民グループが参加しているのでしょうか。教育委員会、生涯学習課主管の地域づくり学部では、さまざまな地域住民が参加して、その後、自主グループとして発展していくことが期待されますが、その出口が仕組みとして用意されていないと、単発で終わってしまう可能性があります。

例えば、ある市民が那須塩原市のまちづくりについて疑問や悩みを持ったとき、まず商工観光課主管のアイデアコンテストを見に行き、子どもたちのアイデアを参考にし、その後、生涯学習課の地域づくり学部に参加して、仲間づくりをし、それから自主グループを立ち上げて、少なくとも1年間自力で活動を続けた後、市民協働推進課の提案型の協働のまちづくり支援事業に応募してみる、という流れを想定されていると理解してよろしいのでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） それぞれの部署で協働という視点から、いろんな取り組みを今、開始しているところでございます。

それぞれの一つ一つが、協働という位置づけの中で動いているわけでございまして、それを総括するに当たっては、協働のまちづくり指針というものを、ひとつ参考にしながら進めていっている

というところでございます。

先ほど議員が挙げられました一つ一つの事業が全て完了して、まちづくりの支援事業に来るのかということでございますけれども、それぞれにもう活動している団体でございますれば、すぐに支援事業の申請はされるだろうし、これから協働のまちづくりを進めていきたいという方に対しては、それなりのサポートを、市民協働推進課の中ではできるだけというふうには思っております。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） たまたま開催日程が、微妙に連携しているように見えただけで、実は、市民協働の入り口と出口が、まだ具体的に想定されていないのではないかと私は感じます。各部署が、協働のまちづくりというくくりで、独自で予算化して消化し、市民からの発案を待っているというふうに見えます。

合併により大きく広がった那須塩原市、価値観の微妙に違う地域住民をひとまとめにして、協働を進めていくというのは、至難のわざです。それらをうまく解決しながら、市民協働を進めていくためには、地元生まれ育った市の職員の感性を研ぎ澄まし、職員も、みずから新たな視点を行政施策に盛り込んでいくことのできるエキスパートでないといけません。

市の職員は、協働のまちづくりについて、研修を受けたり、先進地から学んだりしていますが、お聞かせください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 市の職員が、協働のまちづくりについて、先進地等の視察をしているかということでございますが、協働のまちづくりのこの指針づくりにつきまちは、市の職員も入って、市民と一緒につくっている指針でございます。

そういったことで、一人一人、市民協働に対する意識の醸成というのは、そういうところまで図ってきているところございまして、具体的に、どこへどういうふうな視察に行ったかというところは、特に申し上げられませんが、そういったことで、職員一人一人が市民との協働という視点で、施策に取り組めるようにしているところでございます。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） 長岡市に視察に行ったときに、市の上層部や職員の方にも、ぜひ見てもらいたいなと正直思いました。国際交流について、市民間交流という入りやすい入り口を用意して、そこで上手に育て、徐々にレベルを上げて、地域づくりという出口に結びつけていく、実に巧みな仕掛けが組まれていました。これが行政の手腕だと思ったのです。

また、市内の大学と高等専門学校がプロデュースする「まちなかキャンパス長岡」というのがつくられており、単発講座と、学生証が発行されるまちなか大学、そしてその修了者のためにまちなか大学院、さらに、市民のために地域課題の解決策をつくり出す市民研究所というプロジェクトが、一貫して用意されています。市民にさまざまな教育機会を与えて、最終的に市民から市に対して、政策提言をしてもらうというシステムができ上がっているのです。まちづくりは人づくり、まさに現代版米百俵です。

教育の重要性を再認識していただき、市民と市職員が、ともに膝を突き合わせて、まちづくりを研究できる機会が必要だと、視察の際に思いました。

次に、 について再質問いたします。

協働のまちづくりの施策を打ち出すとき、一番大切なのが、最初に触れました目的が共有されて

いるかです。財政が厳しいから、市民に半分手伝ってもらって、これが協働の目的ではないはず。協働は、まちづくりを実現するための一手段にすぎません。何のために協働するのか、という明確な指針が必要です。

長岡では、いざというときに助け合える地域を目指して、さまざまな施策が着々と積み上げられ、巧みに一つのものとして組み上げられていました。目標が共有できなければ、協働は成り立ちません。第一関門である、互いが目標を共有する、この点はどのようにクリアされるおつもりでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 長岡での取り組み、いろいろ、るるご説明いただいておりますけれども、協働のまちづくり指針の中で、情報の共有という点から記載がございます。今、市としては、この指針に基づいて、いろいろ取り組みが始まったところございまして、そういった市民との情報の共有を通じながら進めていきたいというふうに思っております。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） ふだんから感じていることなのですが、市は物事を進める際、アンケートや外部機関からのデータに頼り過ぎているなというのを思っております。

職員がまちに繰り出していますか。市民の生活をつぶさに見ていますか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 職員も一市民でございますので、それぞれの地域において、それぞれに地域活動をしている職員も多数おります。

そうした状況の中から、いろんな提言等も、施策の中には反映されてきているんだろうというふ

うに見ているところでございます。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） 現時点で、市が考えている協働のまちづくりのあり方は、まだその姿がはっきりしていません。市全体で大きな協働の仕組みをつくるのか、それとも、現状どおり個別の施策ごとに市民の自発を待って協働を進めるのか、それとも、地域のことは地域で解決するという方向性を示して、新たなシステムを育てるのか。非常に難しいけれども、方向性を打ち出さなければいけない段階に差しかかっていると、私は思います。

その難しい方向性を決めるためには、一部の組織から独断的な政策が湧き出るのではなく、各部署の職員が、持ち場持ち場で町なかに繰り出して、生きた情報を集め、それが上層部に速やかに吸い上げられ、大きな転換期の判断材料にされなければならないと考えます。どこに民意があるのか、それを判断するためには、生きた情報が脈々とトップまで吸い上げられるさまが、クリアに可視化されることが重要です。

このたびの元気臨時交付金の使い道についても、せっかくの貴重な交付金ですので、市民に聞くことなく、ばらばらと使い切るのは避けなければいけません。市民が思い描く未来像のために、思い切った使い道を、全庁挙げて検討されてはいかがでしょうか。

これから、人々に選ばれるまちであるためには、スペシャリストとしての行政担当者、柔軟な解決能力のある市民との協働が必須です。これから、さまざまな住民サービスの担い手として期待されるNPOについて、の再質問を行います。

市内で活動するNPOの事業報告を、年次で出してもらって確認されているとお答えでしたが、その数字だけで、活動の実態は見えますか。本来、

行政サービスの範疇だった仕事を、どのようにNPOが苦勞しながら実施運営しているのか、随時相談に乗っているのでしょうか、お聞かせください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） NPOとの協働の関係だと思えますけれども、今、事業報告は出しているという状況です。そういった中で、NPOのほうから相談があれば、その都度乗れるような態勢はとってございます。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） 相談に乗っているということから了解いたしました。

NPOは営利企業ではありませんので、みんな苦勞している点があると思います。その問題点を、ぜひ一緒になって解決策を模索し、プロフェッショナルとしての助言やバックアップ、さらにはコーディネート機能を持っていただくよう、お願いしたいと思います。

設立したから自己責任と突き放せば、担い手はなかなか確保できません。今後、協働のパートナーとなるために、ぜひ、NPOへの支援をどういうふうにするか、組織的な仕組みをお願いしたいと思います。

市内で活動しているNPOなのですが、今後、市の施策と協働を進められるだけの、幅広いジャンルは十分にそろっているのでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） NPOの活動分野ということでございますけれども、非常に多岐にわたって活動をしているNPOが、市のほうに登録されてございます。

一番多い分野では、保健医療福祉の分野で、延

べで25のNPO法人がございます。また、子どもの健全育成という分野においては、これも延べで20のNPO、社会教育を目指しているところが19、その他の一般的なまちづくりというところで18ということで、多いところの数字を並べさせていただきましたけれども、多分野にわたって活動ができるNPOが、本市にもあるというふうに感じております。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） ありがとうございます。

厳しい保険財政を改善するためということで発表された介護保険サービスが、2015年から3年かけて、市町村の地域支援事業に移行される見込みです。そうすると、デイ・サービスとホームヘルプが、市町村の裁量に委ねられることとなります。市の財政だけでは、とても賄えるものではないでしょう。ボランティアやNPOに担い手になってもらうしかないのですが、それまでにNPOが育たなければ、地域格差が生まれると危惧されています。この分野での担い手は、確保されているのでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 介護保険制度改革については、やはり報道等がなされている部分というふうには情報は得ております。その分野で今、デイ・サービスとそれから在宅介護の部分地域に移すというふうな方針が出ておる中で、実際にその受け皿、それをNPO法人に全て委ねるといふような状況の受け皿については、現時点では、なかなか厳しいというふうには認識しております。以上です。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） 何度も長岡のことを取り上げて恐縮なんですけど、「協働はすぐにはできな

い。そのためには引き出す仕掛けづくりが必要である。だから主体性を持って、行政としての責任をしっかりと果たす」とおっしゃっていたのが印象的でした。市民の自発ありきでは協働は進みません。そうなれば、サービスの地域格差が生じて、市民に選ばれないまちになってしまいます。

長年、行政が担ってきた仕事を、市民ボランティアやNPOに徐々に担ってもらいたいのであれば、どんどんと実証実験を繰り返し、成功体験を積み重ねていかなければなりません。実証実験の成果と、人づくりに裏づけされた提言の精神を生かした、市民との協働によるまちづくりを実現した長岡市から学ぶことはたくさんあります。

震災以降、災害に強いまちづくりを目的と定めて、そのために地域づくりが必要なのだ、そのための市民協働なのだ打ち出した点を参考に、ぜひ、那須塩原市においても、目指す協働のまちづくりの力強い目的を定めていただきますようお願いして、次の質問に移ります。

議長（中村芳隆君） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

議長（中村芳隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、市長より発言があります。

市長。

市長（阿久津憲二君） お許しをいただいて、実は、大変、長岡の先進的な事例、ありがとうございました。大いに参考にしていきたいと思いますが、じゃ、長岡が全部すばらしいかというと、今ちょっと調べたら、そうでもないんですよ。

財政力が非常に低くて、人口は多いんですけども、簡単に言うと、住みよさランキングが全てではありませんが、安心、利便、快適、富裕、そして居住環境、こういう総体の力が211位で、那須塩原が94位ですから、非常に上にあると。

ただ、ごらんになった協働のまちづくり、これについては進んでいるのかもしれませんが、十分、後で私も勉強させていただいて、納得のいく取り組みのできる環境に、数字を見ただけではあると。最も大事なのは、民力度と、その都市の持続性、やっぱり財政が長岡はちょっと弱いんで、これについては成長力が800の中で611位、成長の可能性は非常に低い、こう見られる市になりますので、そういうのからいうと、那須塩原はそれより500番も上に成長力があると。これは全ての数字ですから。

だから、そういうことをぜひ総体的に捉えていただければ、これは藤村議員の質問というか、議員の皆さんが見てくるものは、その分野でものごくいいところを見ておりますので、そういう面では、何か長岡の前に行くとはびまざるような雰囲気の問題になっていたかと思うんですけども、それほどでもない。相当上を走っているというのも、指数的には全部出ていますので、そういうこともご理解をいただいて、ご理解というか、私が宣伝したいというか、今お許しをいただきましたので、一言答弁に添えさせていただきたいと思えます。

ありがとうございました。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） 市長、ありがとうございました。

成長力は、各段に当市のほうがあったことでしたので、当市が長岡市のまちづくりのソフト事業を備えれば、1番になるということござい

ますね。よろしくお願いいたします。

では、2番、ゆ～バスと予約ワゴンバスについて。

10月からスタートした新路線について、現時点での利用状況等についてお伺いします。

それぞれの路線ごとの利用状況をお聞かせください。

特に乗降の多い路線、バス停はどこですか。

新路線について、どのような意見が届いていますか。

利用者の少ない路線や停留所は、今後の見直しで廃止されるのでしょうか。

今後、利用率を上げるためのPR策はあるのでしょうか。

ニーズ調査の具体的な方法は決まりましたか、お伺いします。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君の質問に対し、答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（古内 貢君） それでは、2番のゆ～バスと予約ワゴンバスについてのご質問にお答えをいたします。

それぞれの路線ごとの利用状況ということでございますので、10月から11月までの2カ月間の利用者数でお答えをしたいと思います。

初めに、ゆ～バスにつきましては、塩原・上三依線、4,803人、黒磯・西那須野線、1万2,937人、鍋掛線は1,298人、西那須野内循環線は347人、西那須野外循環線、592人、那須高原病院線、95人、黒磯内回り線、129人、黒磯外回り線、342人、黒磯南高校線、786人であり、利用者数の合計は、2万1,329人となっております。

次に、予約ワゴンバスにつきましては、宇都野線は332人、下大貫線は636人、接骨木線は267人、湯宮線は565人、新湯線は51人、西岩崎線は19人、

高林・青木線、287人と、寺子線が250人で、利用者数の合計が2,407人となっております。

の特に乗降の多い路線、バス停についてお答えをいたします。

ゆ～バスで乗降の多い路線は、黒磯・西那須野線で、乗降の多いバス停留所は、黒磯南高校前となっております。

予約ワゴンバスについては、乗降の多い路線が下大貫線で、乗降の多いバス停留所が箒根中学校東門となっております。

次に、新路線について、どのような意見が届いているかについてお答えをいたします。

ゆ～バスの主な意見としましては、「黒磯駅、西那須野駅を循環する路線ができたことにより便利になった」という意見がある一方、「循環する路線には、右回りと左回りがあり、行き先がわかりづらい」という意見がございました。

予約ワゴンバスの主な意見としましては、「バス路線のなかった地域を運行する路線ができて便利になった」という意見がある一方、「利用当日に予約ができるようにしてほしい」、「バス停留所をふやしてほしい」、「運行時刻を変更してほしい」などの意見がございました。

の利用者の少ない路線や停留所は、今後の見直しで廃止されるのかとのご質問にお答えをいたします。

10月に運行開始しました新路線につきましては、今後さらに、市民への周知を行い、利用促進を図ってまいりたいと考えております。しかし、それでも利用者が少ない路線、もしくはバス停留所につきましては、路線の変更なども含めた見直しの検討は必要になると考えております。

の今後、利用率を上げるためのPR策はあるのかとのご質問についてお答えいたします。

新たな公共交通の周知につきましては、市の広

報掲載や、チラシによる班回覧、新聞折り込みによる時刻表や運行経路図を記載した利用者ガイド、さらには高齢者対策としまして、ケアマネージャー研修会における説明などを行ってまいりました。

今後、利用率を上げるPR策としましては、市広報の特集記事掲載、チラシの班回覧による周知を行うとともに、公民館の高齢者学級などにおいて、予約ワゴンバスの乗り方の説明、さらには、来年2月16日の消費生活と環境展での乗車体験などを実施してまいりたいと考えております。

のニーズ調査の具体的な方法は決まったかのご質問についてお答えいたします。

ニーズ調査につきましては、12月議会に補正予算案を提出させていただいておりますが、その内容といたしましては、バス利用者へのアンケート調査、市民や自治会長へのアンケート調査、高校生を対象としましたアンケート調査、病院やスーパーなどの利用者へのヒアリング調査などを予定しておりまして、これらのアンケート調査、ヒアリング調査をもとに、試行期間の中で見直しを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） 細かい質問だったのですが、ご答弁ありがとうございます。

多くの方が気になっている問題でありましたので、今回も取り上げさせていただきました。まだ試行期間でありますので、途中経過ということでしたが、利用の人数を教えてください、順調な滑り出しと言えるのかなと。

これから解決しなくてはならないことはいっぱいあると思うのですが、関連しておりますので、
について、再質問を行います。

今教えていただいた利用状況について、この数字はどのように調べられたのでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（古内 貢君） 今、答弁させてもらいました利用者の人数につきましては、各バス及びタクシー会社事業者から、そういった人数を出してもらいまして集計したものでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） 3番について、いろいろな意見を教えていただきましたが、これらはどのような形で意見が届いたんでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（古内 貢君） ただいま、主な意見ということで答弁させてもらいましたものにつきましては、ゆ～バス、予約ワゴンバス、おのこの事業者からいただいたものと、あとは市役所のほうの生活課のほうへ、直接窓口、もしくは電話等で、10月から始まってここ2カ月間で来たものを集計したものでございまして、数的にいきますと、ゆ～バス、予約ワゴンバス、まずゆ～バス関係が23件、予約ワゴンバス関係が108件ということで、80%以上が予約ワゴンバスでございましたが、合計で131件ございました。市役所のほうに来ましたのが、ゆ～バスと予約ワゴンバス両方足したものの意見が100件、残った31件が事業者のほうからいただいたもの、市民の方から意見を聞いたものを報告してもらったものということでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） 新しい路線を導入し、試行期間ではありますが、市民に周知できただろうか、どのように利用しているのだろうか、当事者として、現場の状況が気にならないのだろうかと

というのが、私の素朴な疑問です。

ほとんど事業者から吸い上げられたデータばかりでしたので、実際に職員の方からの情報が何かあるかなと思ったんですけれども、ちょっとその点についてはなかったのが残念です。

乗降の特に多いバス停をお聞きしたのは、たくさんの方が利用があるバス停には、並んで待つ場所、椅子、屋根などの設備が必要だろうと思ったからです。これから冬に向かい、防寒対策も気になるところです。高齢者を含め、たくさんの方に利用してもらいたいならば、サービス業として、最低限の配慮は必要と考えますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（古内 貢君） 今の質問にお答えする前に、まず、事業者から聞いたものは利用者の数でございまして、もちろん意見も聞いておりますけれども、生活課のほうに電話なり、もしくは来ていただいてお話を聞いたものもありますが、職員のほうも何かそういったことで乗って、意見も来ていますが、あくまでも事業者から来たものは、利用者の人数だけでございますから、そういった内容については、いろんなところからお話は聞いております。

今お話しありましたバスの停留所の椅子、もしくは屋根が必要ではないかということにつきましては、場所によっては、当然雨が降ったり、もしくは夏の暑いとき日差しが強いとか、いろいろあると思います。それについても、もちろん予算のこともありますし、場所によってもいろいろあると思いますので、そういったものについては、今後研究したいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） 予算の関係があるというのは、十分承知しております。民間企業ならば、どうすれば限られた条件でよりよいサービスを提供できるか、競争の中でそれを強いられているわけです。

公共交通というのは、市民から民間企業と同等のサービスを要求される分野であり、早い、安い、便利の三拍子が求められる厳しい世界です。限られた財源で、いかに快適に利用してもらえるように工夫するか、そこが運営側の企画力が問われるところだと思います。

バスが乗り入れ可能な商業施設や病院などをあたって、乗り降りに便利なバス停が一つでも多く確保できることが望まれます。そして、乗り入れた商業施設などに、名前入りのベンチや屋根などを提供してもらうことも一案ではないでしょうか。

寄せられている意見について、やはり予約ワゴンバスが、皆さん、まだちょっと使いにくいというご意見なんだと思います。届いている意見としては、やはり前日までの予約では、どうしても天候の急変の際に乗れないので、利用できないという声があります。この点は、早い段階で改善される予定はありますでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（古内 貢君） 予約につきましては、予約をしなければならぬということが、まず煩わしいということも実際あると思うんですが、予約、今お話しありましたように、前日の6時までということについては、今回の意見の中でも大分出てきております。

そういった中で、基本的には運輸局の許可のほうの関係という形で、来年10月を目指して、今後いろんな市民の方の意見を、アンケートなりヒアリングなり、その他いろんな意見を聞きまして、

それをつなげたいというふうに考えておりますが、この予約の時間につきましては、いつ幾日ということは、現段階としてはまだ言える段階ではありませんが、早い段階のときに、できればそれについては直さなくてはならないというふうに認識しております。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） 早い段階で改善される予定だというお答えだったと思います。よろしくお願いいいたします。

先日、私も初めてゆ～バスに乗りました。黒磯・西那須野線を利用したんですが、朝、黒磯駅から400円の一日券を買って、途中下車して、ちょっと用足しをして、乗り継いで、合計3回乗車しました。黒磯・西那須野を、ちょうど半日かけて往復しました。で、乗っている乗客の皆さんに事情を説明しまして、たくさんの方にご意見をその場で伺うことができました。

利用していられる方は、おおむねバスの便利さを実感されている方でした。ただ、本数がもう少し多いといいのというご意見が多かったです。ドライバーさんにお話を伺いましたら、もう少し利用客がふえれば、30分に1本走らせることもできるのではないかとおっしゃっていました。

卵が先か、鶏が先か、そこが問題です。先ほどもおっしゃられていました利用者が少ない場合、今後、検討課題として、バス停がなくなったり、もしくは路線がなくなってしまうということもあるかもしれないということであれば、皆さん、しっかり利用してくださいということは、事前にもっと周知する必要があるのではないのでしょうか。乗ろうと思ったときには、もうバスがなかったということでは大変です。前もってきちんと伝えるということは、とても大切なことなのです。

今回、バスに乗って聞き取りしたご意見の中に、

他県から毎週那須塩原市に通ってこられている方で、ダイヤ変更が事前にわからなかったとおっしゃっている方がおられました。市民には、折り込みや広報で告知されましたが、市外の方がわかるように、車内やバス停に、前もってわかりやすく告知する配慮はなされたのでしょうか、お伺いします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（古内 貢君） まずは、市民の方ということで、10月の新しい見直しの公共交通という形で、今まで進めてきました。正直言いますと、運輸局の許可が、なかなか思った以上に、許可が9月ぎりぎりという形の中で、今回利用者ガイドを9月21日に新聞折り込みしたという経過がございます。10月オープン前には、市外の方のダイヤ改正については、正直言って周知する時間がございませんでした。ただ、10月に入ってから、ホームページで、そういった今現在の動いている路線、そして時刻、そういったものを周知しているという状況でございます。

今後、市民の方はもちろん、市外の方も含めて、そういった周知もより充実を図りたいというふうに考えております。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） ゆ～バスは公共交通です。市内の方だけが乗るわけではありません。その方がおっしゃっていたのは、何遍も乗っているのに、バス停に書いていてくれれば、時刻表に書いていてくれればわかったのに、バスの中に大きく書いていてくれればわかったのに、車内アナウンスで流してくれればわかったのにおっしゃっていました。

接続する新幹線が1時間に1本ですので、5分、10分変わっただけで、利用者の生活に大きな影響

をもたらすことがあります。今後変更する場合には、バス会社にお任せするだけではなく、事前に運営の当事者として、きめ細やかな配慮をお願いしたいと思います。

次に、 について再質問いたします。

多くの方に利用してもらうには、まずは知ってもらうこと、体験してもらうことが第一です。以前お伝えしたことですが、今回配布された路線図は、高齢者が自力で読み解くのは、非常に難しいと思います。できれば、この地域からこの病院へ行くにはとか、具体的な目的地を盛り込んだ、Q & A方式でルートマップを作成するなど、今後、よりわかりやすい路線図をつくる予定はありますか、お伺いします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（古内 貢君） 今回の公共交通の大きなコンセプトが、公共交通として、これはバスだけではなくて、当然JR、もしくは民間バス、そういった公共交通事業者にも接続できると、連結できるというのが大きなコンセプトの一つでございました。

そういった中で、全体像をまず示そうということで、今回利用者ガイドも大きなもので、余り小さい字だと見えにくいということで、大きなものになったわけでございますが、それが逆に、全体をいろいろ、先ほど議員さん、乗っていただいて、ずっと巡ってきたというお話ですが、市民の方にも、今おっしゃっているように、その部分だけどうしてもほしいという方も、やっぱりいらっやと思うんですね。ですから、全体像がわかるもののほかに、今後やっぱり、路線ごと、もしくはその地区ごとというんですか、そういったものの時刻表、もしくは路線のガイド的なもの、そういったものも検討したいというふうに考えておりま

す。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） 検討していただけるとのこと、ありがとうございます。

ぜひ、停留所の位置などもはっきりわかるようをお願いしたいと思います。私、今回ちょっと停留所が、自分が乗ろうと思ったところに乗りたいバスが通っていないということが、もう10分くらい前にわかりまして、黒磯駅まで歩いていきました。そういうことがありましたので、あの地図の中では、停留所がどこにあるかがちょっとわかりづらいので、そこのところをよろしく願いいたします。

あと、長く車社会になれ親しんだ市民に対しては、各自治会や高齢者サロン等で、ダイヤの見方や乗り継ぎプランの説明をする出前講座などを企画されてはいかがでしょうか。先ほど、少し公民館とかでも行うというお話は伺いましたが、バスの利用の気軽さ、楽しさを体験してもらうために、どこか一緒に行って、何かを楽しむイベントなども一案と考えます。乗ってもらわなくては、いいも悪いもわかりません。ぜひ積極的に企画を打ち出していきたいと思います。

最後に、 について再質問を行います。

ニーズ調査についてですが、ヒアリング調査とアンケート調査を行うというふうにお答えいただきました。

冒頭にも申し上げたんですけれども、運営当事者として、実際に乗って、市民の生の声に耳を傾けながら調査をするということが、非常に重要だと考えるのですが、そういうやり方は考えられていないのでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（古内 貢君） これ、バス利用者、もしくはその他もろもろ、アンケートなりヒアリングなりあるんですが、まず、バス利用者へのアンケート調査の中身につきましては、停留所、これ全部の路線を考えております。起点から終点を調査員が乗りまして、乗っていらっしゃる利用者の方の聞き取り調査を行うという形のアンケート調査でございます。

調査の内容でございますが、年代、性別、あとは乗った目的、何回くらい乗っているか利用頻度、あとは運賃の種別とか、鉄道乗り継ぎとか、そういったことをしているか、そういったものを細かく調査するという形で考えているものでございます。

ですから、この調査員は、うちのほうの職員が、全路線に全部またがってやるということは、なかなか難しいものですから、調査員は委託して行いたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） ありがとうございます。

調査員が乗って、聞き取りアンケートをしていただけたというお答えでした。とてもうれしく思います。今回、私も1往復乗ったわけですがけれども、延べ13名の方からお話を伺うことができました。それ以外に、ドライバーさんからたくさんお話を伺うことができました。

かねてより検討をお願いしていた、くろいそ運動場入り口のバス停に関してなんですが、昨年凍結時にスリップした車に、バス停の標識がなぎ倒されたと伺いました。ミツヤ送風機の壁側にバス停標識がないのだけれど、西那須野方面のお客さんはどうしているのと私が聞きましたところ、あの壁際にはスペースがなくて、標識は置けない。乗客は大抵反対側の標識のところに立っている。

このバス停に差しかかったら、反対側に人が立っていても一応とまって、乗るかどうかを確認していると言われました。標識すら置けない場所で、人がバスを待ち、乗り降りしなくてはならない事実、これはやはり実際に話を聞いてみないと、こういう実情は浮かび上がってこないなと思いました。あそこは交通量が多い上、雪が降ると凍結するところです。バス会社、利用者からの聞き取りを含め、丁寧な調査とご検討をお願いいたします。

市民協働のまちづくりの観点から考えても、自治会にアンケート調査をするという方法は、とても有効と思われれます。ぜひ、市内全域の生の声を、しっかり吸い上げていただきたいと思います。

さらに、日常生活圏域ニーズ調査が3月に回収されるとお聞きしています。これは貴重なデータとなるはずですが、せっかくお金をかけて回収した調査結果です。保健福祉部さんのみで利用せず、有効活用して、ゆーバス、予約ワゴンバスの路線の検討資料としていただきたいと思いますが、それは可能でしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 今、議員がおっしゃった調査については、今着手しているところでございます。当然、個人情報という形での集計はしておりませんので、活用は可能であると考えております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） ありがとうございます。では、ぜひ活用していただきたいと思います。

今後、高齢化社会を迎えることを考えると、ゆーバスは貴重な市民の足です。厳しい財政状況が押し寄せる中、貴重なバス路線を確保しようと思えば、市民も役所に頼り切りでは済まないはずで

す。互いに主体的に考え、どうすればより多くの市民が利用できるのか、これは市民協働の考え方で取り組むしかないと思います。ぜひ、多くの市民を巻き込んで、市民の声を盛り込み、市民に愛される、よりよいゆ～バスにさせていただきようお願ひして、私の質問を終わりにいたします。

ありがとうございました。

議長（中村芳隆君） 以上で、1番、藤村由美子君の市政一般質問は終了いたしました。

星 宏 子 君

議長（中村芳隆君） 次に、2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） こんにちは。2番、公明クラブ、星宏子です。

通告書に従いまして、市政一般質問を始めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

1、いじめ防止対策について。

子どもの健全な成長は、未来的那須塩原市を開くためにも、大切であり希望でもあります。しかしながら、最近のニュースに出てくる事件は、全国的にいじめや虐待など、命を脅かすものが多くなり、子どもを取り巻く環境は、安全なものではなくなっているのが現状です。

2011年、滋賀県大津市のいじめ自殺事件を機に、文部科学省は「いじめ防止対策推進法」（いじめ防止法）に基づく国の基本方針を、先月策定いたしました。地方自治体には、条例などの形で「地方いじめ防止基本方針」を策定することを努力義務としておりますが、以上のことからお伺ひをいたします。

本市において、現在のいじめの状況と対策についてお聞かせください。

努力義務とされている「地方いじめ防止基本

方針」の条例化を進める計画はあるのか、お伺ひいたします。

学校に対しては「学校いじめ防止基本方針」の策定が義務づけられました。策定はどこまで進んでいるのか、お聞かせください。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君の質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） それでは、お尋ねのありましたいじめ防止対策につきまして、私のほうから順次お答えを申し上げたいと、こう思います。

まず1番目、本市のいじめ問題の現状についてでございますけれども、今年度は9月末時点におきまして、小学校で27件、中学校で11件の報告がございました。その中で、現在解決に向けて取り組み中の事案は8件でございます。

また、本市におけます対策につきましては、全校を対象としましたいじめ問題聞き取り調査を、平成19年度より実施をしておりますところでありまして、年3回、担当指導主事が中学校区ごとに、全ての学校のいじめ問題の状況や、未然防止に向けた校内体制づくりにつきまして、直接学校に出向きまして、聞き取りをしながら調査をし、状況に応じまして、各学校に対して指導、あるいは助言を継続的に行っているということでございます。

また、いじめを未然に防ぐための方策といたしまして、平成21年より「hyper-QU推進事業」を実施しているところであります。現在は、小学校3年生以上の全児童生徒を対象に、調査を年に2回実施をしております。

さらには、各学校における教育相談体制の充実のために、スクールカウンセラーを中学校全校、小学校11校に配置をしております。加えて、市独自に「心の教室相談員」を、小学校10校に、中学

校5校に配置をしております。

なお、児童生徒サポートセンターには、市独自のカウンセラーを4名配置し、必要に応じて各学校に派遣できる、そういう体制を整えております。

なお、今年度NPO法人那須塩原市いじめ対策コンソーシアムが、文部科学省の委託を受けまして、本市において、産官学連携で、市教委、市役所、教育事業者、学識経験者が一体となりまして、いじめ対策に取り組む「那須塩原市におけるいじめ対策の研究事業」を展開しているところでもあります。

2番目の、本市におけるいじめ防止基本方針等についてでございますが、これは努力義務とはされておりますけれども、全国的には条例化が進んでいる状況にもあります。本市としまして、条例化をして示すかどうかということも含めまして、検討していきたいと、こう考えております。

3番目の、本市の各学校において、現時点においても積極的にいじめの未然防止、早期発見、早期対応を基本として、組織的・機能的に、このいじめ問題につきましては取り組んでいるところでございますが、各学校の基本方針につきましては、策定義務があるということから、今後整備を進めてまいりたいと、こう考えております。

具体的には、ことし9月に県全体で、校長を対象としたこの法律についての周知、さらには研修の機会がありましたし、11月には市内の校長会におきまして、この法の趣旨に沿った校内の整備体制の指示をしております。年明け1月には、校長会議がございますので、そこにおきまして確認をしてみたいと、このように思っております。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） それでは、再質問に移らせていただきたいと思っております。

先ほどご答弁があった「hyper - QU」に

ついてご質問させていただきたいと思っております。

現在のいじめの現状と対策という中で、先ほどいただいた答弁の中に、いじめを未然に防ぐために「hyper - QU推進事業」を実施しておりますとおっしゃっていただきましたが、この結果が、教育の現場でどのように生かされているかお聞かせください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 「hyper - QU」が、どのように現場で生かされているかというご質問でございますけれども、先ほど申しましたように、年2回実施をしておりますが、最初は年度初め、新しい学級編制になって、学級集団の状況について、このテスト結果を分析することが大変有効だと、こう思っておりますし、学級の実態に応じたさまざまな支援を、今後どうとっていくかということにつきまして、アセスメントシートというものを作成しております。これは、各学級ごとに作成をするわけですが、このシートを作成して分析するときの一つのメリットとしましては、ただ単に担任1人だけがこの分析を行うのではなくて、複数学級ある学校であれば学年で、あるいは単学級であれば学年ブロックでということで、大勢の教師が参加をして、多面的にクラス状況を分析していくということが大変有効になっているのかなと、こんなふうに思っております。

このアセスメントシートにつきましては、分析後、私どものほうにも、学校から提出されるということでもありますので、私どももそれを共有して、必要に応じてアドバイスをしていくというような形をとっております。

また、2回目の結果につきましては、最初の分析をして講じた手だてがどのように生かされているか、あるいは効果を上げているかということが

見えてくる、そういうふうなものであろうと、こう思っております。

また、このアセスメントシートから分析をすると、学級集団がどういう状況になっているのかということ进行分析して、それをどう学級経営に生かしていくかという見立てというんでしょうか、そういうものについては、スキルアップをしていくことが大変重要であると思っておりますので、市内では、小学校5校、中学校2校を現在研究校に指定をいたしまして、そこに先生方に集まっていただいて、「hyper-QU」を活用した授業の公開を年10回ほど開催しています。

また、先生方それぞれのスキルアップを図るための研修としまして、都留文科大学の品田先生をお招きしまして、この「hyper-QU」の事業がスタートした年から、継続してアドバイザーとして迎えて、先生方の資質の向上を図っているというような状況でございます。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） この「hyper-QU事業」が、大変に教育の現場で役立っていて、また、分析をされた結果、教育現場の先生方にも研究の一端として分析をしながらフィードバックされているということを伺い、また活用されていることがわかり、大変よかったかと思えます。

また、平成21年度から、こうした「hyper-QU推進事業」が始められておりますが、本年度にかけて数年の間に、例えば、読み取れる傾向性の違いですとか、また、ここは改善していかなくてはいけないとか、そういった違いなどありましたら教えてください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） この4年間で、どのような傾向が見てとれるかといったようなお尋

ねであったかと思うんですけれども、いじめの問題とか、子どもたちの様子についてですけれども、実際にはこの4年間の中で、顕著な違いというもの、正直言って見当たらないところです。

これは、いろんなケースがいじめの場合にはありますので、一概には言えないところだと思うんですが、ただ1つ、私たちとしては、4年間で成果ではないのかなと思えることがございます。それは、3年生から始まりましたので、4年目となりますと、ことしの中学校1年生のデータです。大変、学級生活に満足だというふうな回答をする生徒が、これまで中学校は、いろんな生徒の成長の真ただ中にありますので、なかなか顕著な変化は見とれないんですが、ここに来て、中学校1年生の段階で、非常に学級生活に満足だと答える子が多くなってきたところが、非常に顕著にあらわれてきたなと思っております。

これも、これまでこの「hyper-QU」を分析して、さまざまな手だてを小学生のときから講じてきた、そういう結果の一つではないのかなというふうに受けとめておりまして、これをさらに、2年3年とふやしていけるようにしていければいいのかなと、こんなふうに思っています。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） 4年間のうちに、中学1年生になって学校生活に満足との度合いが高くなったということは、本当に親にとっても子どもたちにとっても、大変に結果が見えてすばらしいことだと思いました。

次に「hyper-QU」のことは、本当にこれからも今後も取り組みながら、また分析の結果の違いですとか、時の流れによっては、子どもたちの傾向性、またいじめ対策、学級対策のこと、さまざまの分析する結果はたくさんあるかとは思うんですけれども、1回1回やるごとに読み取れ

るデータなどを、細かくまた分析をしていただきながら、こういった形で学級運営をしていくことが、子どもたちの安心安全につながるか、お考えをいただいた上で取り組んでいただければと思います。

また、那須塩原市におけるいじめ対策の研究事業についてお聞きしたいと思うんですけれども、先ほどのご答弁にありましたが、こういった研究事業とは、どのような事業内容でしょうか、お伺いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 「hyper-QU」を利用した授業研究ということでよろしいんでしょうか。

授業は授業として、それぞれの教科の目的がありますので大切なわけですが、その授業を成立させていく学級集団、どういうところにこの授業を行う学級の特性があるかということに基づいて、授業の展開を工夫していく、仕掛けていく。その結果、1時間がこう流れたというものを、授業が終わった後の授業研究会の中で、そのアセスメントシートと、それから指導案と照らし合わせながら、授業の流し方がこれでよかったのかどうかということを研究するということでありますので、その学習集団に合った授業の展開の仕方というものを、先生方が身につけていくという点では、大変有効なのであろうと、こう思っております。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） 大変にありがとうございます。

学級集団の中で、やはり運営がうまくいくということは、いじめとか、またそういったストレスも減ることだと思います。今後とも研究事業の推進をよろしく願います。

近年の子どもたちが、ネットと携帯を使うようになり、いじめの方法も変わりつつあります。メールでのいじめの対象となる子を、非難・中傷するようにもなっていました。家に帰宅してからのメールやLINEを利用してのいじめとなりますが、目に見えないだけに発見されにくく、解決のためには難しい問題になると思います。

このようなインターネット上でのパソコンを使ってのいじめに対して、今後、どのように対策を進めていくのか、お尋ねをいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） インターネット、あるいは携帯等でのメールによるいじめについてのお尋ねでございますけれども、まず、本市におきまずインターネット、あるいは携帯電話を利用してのいじめの認知件数でございますけれども、平成21年度から24年度までの4年間におきまして、私どもが把握しているものでは、小学校で1件、中学校で4件というようなことでございます。

日ごろから、小中学校におきましては、情報モラル教育を実施しておりまして、パソコン上で模擬の携帯電話のようなものを画面上に出しまして、それで擬似的にメールのやり取りをする、そういう経験をする中で、こういうことが大切なんだということをわからせるような授業、これを具体的には行っております。

また、保護者向けには、インターネットや携帯電話を持たせることの危険性、あるいは使い方のルールにつきましても、さまざまな情報を提供しながら、繰り返しお願いをしてきております。今後も、これらのことにつきましても、継続して指導を行っていきたく、こう思っております。

また、最近新聞報道にありましたが、使っている子ども自身として、これではいけないんだとい

うことに気づいて、携帯、あるいはスマホ、そういったものから縛られない生活に気づいたというような新聞記事等もありました。今後は、子どもたち自身から気づくということも、大切にしていかなければならないのかなと、最近感じたところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） 確かに、スマホ、携帯を使いこなしている子どもたちが、ご飯を食べながらもスマホを見ている、そういったことも本当にたくさんあります。これではいけないという気づきあって、とても大切だと思いますので、これからも本当に、メールやLINEをずっと手放せなくいるという状況ではなく、時間を決めて利用できるとか、そういったことでの生活のルールも、ぜひ親も子どもできるようにしていくことも課題だと思います。

突然お話が変わってしまうんですけども、先ほどの話とも重なるところはあるかと思うんですけども、いじめと探偵という本の中に、この方は探偵の方が書いた本なんですけど、調査で知り合ったいじめられている子どもたちに、親にいじめられているということを話さない理由を尋ねてみると「忙しそうだから」、次に「どうせ真剣に聞いてくれないから」で、調査の打ち合わせで依頼宅を訪ねると、我が子が勇気を振り絞っていじめの体験を語っているそのところで、親が斜め横を向いている、子どもの目を見ない、スマホを見たり新聞を見たり、たばこを吸いながら座っている。子どもたちの証言を総合すると、子どもが話そうとしても、お母さんは家事が何かで、何かをして忙しそう。お父さんはテレビを見ている。食事のときもテレビを見ている。そんな感じだから話す暇がないと子どもたちは言うところ

ました。これは、本の中の特別な例ではないと思います。

きのう、高林小学校で実施をした「いじめ対策コンソーシアム」に、視察参加させていただいたのですが、その中でコミュニケーションの取り方や傾聴について、子どもたちは真剣に学んでいました。親も子どもの話を傾聴できないといけなと感じます。やはり、いじめを早期発見し予防できるのも、きちんと子どもの話を聞くことからだと思います。

また、学校では、いじめに対するアンケートを定期的実施しておりますが、親が子どもに対しての様子を見る、家庭で観察するチェックシートがあると、何かあったときに、担任の先生に相談するときに役に立つと思いますので、ぜひ教育の現場でも活用していただければと思います。参考までにコピーをお持ちいたしました。こういった子どもの発見、いじめ発見チェックシートというものがあるんですけども、家庭での様子ですとか、家庭以外での様子、「よくある、時々ある、ない」で丸づけができるんですが、日にちごとに書くことができるので、子どもの観察、また何かあったときに、先生にいつから調子が悪いのか、具体的にお伝えする判断材料にもなるかと思っておりますので、ぜひ、家庭でのそういったいじめのチェックシートというものも活用されると、いじめ対策については、保護者と学校と連絡をとりながら、スムーズな対策ができるかと思っておりますので、コピーのほうをお持ちさせていただきました。

の質問に対しては、以上で終了させていただきました。 地方いじめ防止基本方針の条例化についてなんですけど、こちらのほうは、本市としましても、条例が制定されるように、前向きに取り組んでいただいているということでしたので、また子どもたちのためにも、本当に素晴らしい基本

方針となるような条例をつくっていただくよう要望いたします。

また、学校に対しての、学校いじめ防止基本方針等の策定義務についてなんですが、各学校の基本方針につきましても、策定義務があることから、整備を進めていきたいと、前向きなご返答をいただきました。

いじめ対策推進法の中では、いじめ予防のために、各学校に専門の教職員や心理福祉の専門家による組織を常設するよう求めておりますが、本市においても、各学校にそういった組織を整備する予定はありますか、お尋ねをいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） お尋ねの件でございますけれども、先ほどもお答え申しましたように、既に学校では、何がしかのいじめ防止に対しての校内対策の整備、それから組織化が進められております。また、そういったことを充実させていくことも同時に大切なことかと思っておりますし、今おっしゃられたようなことにつきましても、関係法令の趣旨に乗っ取りまして、この方針の策定に合わせまして、今後検討していきたいと、このように考えております。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） ありがとうございます。

まだ那須塩原市においては、自殺に至るとか、そういった重大ないじめ問題にまで発展をしているいじめというものはないかと思うんですけれども、例えば、警察の手が必要になったり、児童相談所の手が必要になったりと、スクールカウンセラーや心療心理士の手だけでは間に合わないような、いじめ重大対策が起きたときでの、そういった外部の連絡とか組織づくりのほうはいかがでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 全国的にさまざまな報道がなされているところではありますけれども、一人一人の子どもにとっては、外見とは違って、大変心の中では重要な問題であるということは、誰もが認識しているところだと思います。そういうスタンスに立って、その改善に向けて、必要なものにつきましては整備をしていくことが大切だろうと思っております。

現実的にどういうふうに、どんな形ができてくるのかについても、先ほどと同じように、今後検討していきたいと、こう思っております。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） ぜひ早急に、またいろんなさまざまな危険防止ということでも、起きてから動くのではなく、こういった場合には、これから危険が起こりそうな予防という意味でも、危険を想定したものでの連絡ですとか、そういった学校の連絡整備なんかも必要だと思いますので、よろしく願いいたします。

また、いじめに対して、先ほど本当にさまざまな質問をさせていただきましたが、「hyper-QUテスト」やアンケート調査、また専門機関の協力体制と、力を入れて現在も取り組んでいただいていることがわかりました。

いじめの質も、時代の変化とともに変化をしてみいりますので、現状維持だけではなく、さらに一歩先行く早期対策や取り組みをお願いし、次の質問に移らせていただきます。

議長（中村芳隆君） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 3時06分

再開 午後 3時16分

議長（中村芳隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） 2、那須塩原市発達障害児支援について。

発達障害に対する社会的な認知が不十分であるため、虐待を受けるリスクが高まったり、学校でいじめに遭うケースも少なくありません。副次的被害として、ひきこもりの状態やうつ状態など、ほかの精神症状が出ることもあります。そのような発達障害の子どもたちや保護者に対し、就学や将来の就労に備えた、手厚い支援が必要と考えることからお伺いをいたします。

発達障害児及び家庭に対し、本市では現在どのような支援体制で行っているのかをお伺いいたします。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君の質問に対し、答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 本市の、発達障害児及び家庭に対する支援体制について、お答えをいたします。

現在進めております支援体制ですが、まず、乳幼児健診や5歳児発達相談において、子どもの発達の問題を早期に発見するよう努めております。

気になる所見があった場合は、保護者の同意を得た上で、関係機関と連携を図りながら、心理相談員や作業療法士などの専門家への相談及び医師の診断によるフォローアップへとつないでおります。さらに、療育指導が必要と認められる場合は、専門機関での受診へつなげるとともに、保護者が子どもの障害を理解するための支援として、心理相談等を活用しております。

次に、小学校の就学に向けた対応といたしましては、教育委員会におきまして、発達支援リレーシートを作成し、就学相談を行った全保護者に配付して、小学校就学時に配慮を要するお子さんの実態について、十分引き継がれるよう、幼稚園・保育園と小学校の連携を図っております。

さらに今年度から、早期教育相談・支援体制構築事業を実施しており、これによって、子育てや小学校就学に関する教育相談を充実させ、支援しております。

加えて、小学校から中学校へ、中学校から高校への進学に際しての支援についても、それぞれの学校間での連携を図り、配慮を要する児童生徒については、教職員同士での引き継ぎや、個別の指導計画や引き継ぎ書に基づいて、指導・支援を行っております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） 子どもの発達の問題を早期発見し、高校進学に際しての支援についても、細かく対応していただいていることがわかりました。

就労についての支援は、どのように取り組んでおりますか、お尋ねいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 本市におきます障害のある方の就労支援という形でございますが、こちらについては、市の障害福祉計画、それから障害者計画等に基づきまして、やはりニーズ調査を行った上でのサービス量の把握と、それから事業という形の展開を行っております。

その中で、多くのものについては、法定サービスというところのものになる中での就労の就労事業所という形のもの、それから就労相談という形を行っております。そのような形の中で、実際

にはなかなか事業所への就労には難しいところがあるというふうには、現状として把握してございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） 先ほど、就労相談についてなんですけれども、事業所については、なかなか就労が決まらないというお話でしたが、そういった学習支援の必要な子どもたちも、今後ふえていくことを考えたときに、就労まで、やはりトータルして見ていただくことは、とても大切になってくるかと思うんですが、また、福祉教育常任委員会の視察で、滋賀県湖南市に行きましたが、その結果を、今後どのように本市の学習支援に生かしていくのか、発達支援に関してのビジョンと課題をお尋ねいたします。

また、成人の発達支援についての取り組みも、ビジョンの中に入れているのかどうかをお伺いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 今、議員からお話がありましたとおり、福祉教育常任委員会におきます視察の中で、滋賀県湖南市の発達支援システムの視察がございました。そこに職員3名、保健福祉部からは2名の担当職員が参加させていただくことができまして、大変感謝しております。

その参加した職員から報告をいただいております。やはり先ほど議員がおっしゃった、つなぎの部分ですね。就学前、それから就学に向けて、保育園・幼稚園から小学校、さらに小学校から中学校、中学校から高校、そしてそこから、今度就労という部分についても、情報のつながりがしっかりできている。それをシステム化するための組織も、要するにコントロールする組織も、しっかり

と専門職員が配置されて行っている。その中には、現職の教員さんもいらっしゃるというようなお話もお聞きしております。非常に優れたシステムではないのかなというふうに報告をいただいております。

そのような中、本市としてどのように取り組むかというふうなご質問かと思えます。その部分については、やはりその研修に参加した職員からの報告で、一つ一つの事業については、本市も同様の事業を、障害のある方に提供はしていると。事業として見劣りするものはない。ただ、そのつながりがうまくいっている。それから、保護者さんとの情報の共有がうまくいっているというふうなことで、そういった優れたところを、ぜひとも那須塩原市として導入するためには、こういったシステムが那須塩原市としてできるのか、またシステムに頼らなくても、そういったつながりができるのであればということで、さらに研究を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） 那須塩原市におきまして、その一つ一つの関係部署において、やはり湖南市と引けをとらないほどの手厚い支援をしていただいていることがわかりました。本当にこれから必要になってくるのが、そのつなぎの部分のシステムづくりになってきますけれども、そのシステムづくりに関しましては、大体いつごろまでに、例えば制定していくとか、こういった方向性でやっていくとか、そういったものがございましたら教えてください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） いつごろの時期までというふうなご質問かと思えますが、先ほど

第1回目の答弁で申し上げましたとおり、就学前から就学、それから小学校、中学校、高校という部分については、既にそのつなぎをかなりしっかりと進めるといふうな部分ができっております。ですので、このところについては、まずは研究を進めるといふ段階でございますので、いつまでといふうなところの答弁は控えさせていただければと思います。

以上です。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） ありがとうございます。

本当に研究を進めていただいて、よりよいシステムづくりのために、また対策を立てていただければと思います。

平成25年の那須塩原市の教育要覧に基づく学習支援についてお伺いをしたいと思うのですが、突然話が学習支援ということでお聞きしたいのですが、平成25年度の那須塩原市教育要覧の38ページに、(3)平成25年度主な事務事業の 小学校教育活動事業、学習支援講師、図書及び生活支援員の約100名を配置、中学校では約50名を配置と、要覧の中に書かれておりますが、現状は、この採用人数で、その学習支援ということ考えたときに、十分な支援は行き届いているかどうか、また、今後増員する予定はあるか、お聞きしたいと思いますが、よろしく願いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） それでは、本市で進めております各学校への学級支援、生活支援等の配置のお尋ねでございますけれども、今年度につきましては、実数としまして、小学校で117名、中学校で36名の市採用教師等を、現状配置しております。総数としましては、ここ3年間ほぼ横ばいの状態かと、こう思っております。

しかし、小学校におきましては、さまざまな要因から、配慮を要する児童が多く見られると。特に低学年におきまして、生活指導を中心に支援をする生活支援員、こちらのほうが、この内訳の中の数の変動として多くなってきているかなど。丁寧な対応や支援を行っている、そういうようなところがございます。

中学校につきましては、教科の専門性を生かしたチームティーチングの活用をしているわけですが、不安や悩みを抱える生徒への対応、あるいは、学習につまずいている生徒に対する個別学習の支援等の業務が、現在ふえているというような状況でございます。

このような中、予算の範囲内におきまして、必要な学校、学級に、効果的な配置ができるように、学校現場との連携を密にとって、現在実施しております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） 予算の範囲内での配置というお話でした。やはり、子どもたちもだんだんふえてくるかと思えます。そういったことに対しての予算の配分、人的配分のほうを、しっかりと学習支援のほうにつなげていただければと思います。

最近の研究におきまして、軽度の発達障害のグループに対しては、発達でこぼこという言葉を使うようになってきました。その言葉を編み出したのが、浜松医科大学児童青年期の精神医学講座特任教授の杉山教授でございますが、その教授は、発達障害の基準に共通する認知の特性は、マイナスばかりでなくプラスもあり、優れた実績を持つ人が多い。発達でこぼこは、子どもの1割以上の割合でいると考えられている。子育てをしていて、少しでも変だなと感じたら、でこぼこに関しての評価診断を受けることは、大きな意味を持つ。全

での発達の問題は、早期療育が最も効果があることが医学的根拠として示されている。特別支援教育の理念は、一人一人のニーズに合わせた教育をすることであるとおっしゃっておりますが、一人一人のニーズに合わせた教育は、本市にとってもこれから力を入れて取り組むべき課題だと思っておりますが、でこぼこのプラスの面を伸ばしていくための独自の支援を考えていくか、また、先ほどの発達支援システムも含めまして、市独自のプログラムで、でこぼこのプラスの面を伸ばしていくようなプログラムがあるのか、またそういった計画があるのかお聞きしたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） それでは私のほうから、学校教育の範疇でということでお答え申し上げます。

まず初めに、本市で配置をしております市採用教師の数でございますけれども、先ほどお答えしましたとおりの状況ですが、これは栃木県内におきましては、有数の配置数ということで、大変厚く配置をしている状況にあるということも、あわせてご理解願いたいと、こう思っております。

またおっしゃるとおり、特に低学年におきまして、学びのスピードというんでしょうか、生活対応のよしあしというものも、当然、個性の中含まれて差があります。そういったものをうまくつないでいくための生活支援員とか、そういった方の活躍は、本当にすばらしいものがあると思っております。

その中で、先ほど議員がおっしゃったように、そのプラスの部分に認めてあげて、自信を持たせて、うまく生活に適應していく、そしてよさを伸ばしていく、そういったことは、今後も引き続き大切にして取り組んでまいりたいと、限られた予

算の中ではありますけれども、その人的な環境を十分に生かしていければと、このように思っております。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） これからも、力を入れて取り組んでいただけるということだと思います。また、そうした那須塩原市を築いていくためにも、お願いをしたいと思います。

続きまして、3番の質問に移らせていただきたいと思います。

3、共働きの家庭への子育て支援について。

全国的な傾向として、年々共働きの核家族化が増加しております。働く親にとって、子どもを安心して預けられる施設はとても大切です。乳幼児を持つ家庭が、子どもを保育園に預けたいと希望していても、条件が合わず断念をしたり、就活中だけでもファミリーサポートセンターに依頼するにも、利用するには料金がかかります。ようやく仕事を見つけて保育園に入園ができて、放課後児童クラブに入れない、小学校1年生の壁があるなど、さまざまな問題があります。働きながら安心して子育てできる環境を整備することは、本市にとっても最重要課題であると考えております。

以上の観点からお尋ねをいたします。

就職を決める間だけでも、ファミリーサポートセンターにお願いをすると、数日間の依頼でも料金がかさみ、家計の影響は大きくなってしまいます。今後、料金体制の見直しの考えがあるのか、お伺いをいたします。

放課後児童クラブについての現状と課題についてお伺いをいたします。

2012年8月に成立した「子ども・子育て支援法」に基づき、ことし4月に「子ども・子育て会議」の設置が義務づけられ、本市においても設置され、会議が開催されていると思っておりますが、どの

ような組織でどのような内容を検討しているのかをお聞かせください。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 星宏子議員の質問に、私からもお答えをいたします。

共働きの家庭の子育て支援について、(1)と(3)についてお答えをいたしまして、あと(2)の部分については、担当部長からお答えさせていただきます。

初めに、ファミリーサポートセンターの料金体制の見直しについてですが、ファミリーサポートセンターは、仕事と子育てを両立できる子育て環境の整備を目的とした、会員制相互援助組織です。本市においては、地域社会における子育て支援サービスの一つとしての位置づけであり、地域ぐるみで子育てサポートをするところに特性があります。

サポート活動は、保育施設や習い事の送迎、保護者の就労や外出の際の預かりが主な内容となっております。

現在の利用料金につきましては、平日の7時から19時が1時間700円、平日の時間外と土日祝日が1時間800円で、利用料金を設定する際には、県内のファミリーサポートセンターの利用料金を基本に設定いたしました。

ファミリーサポートセンターの特性を生かし、安心してサポート活動を継続するには、一定の利用料金は必要であり、利用者に応分の負担をお願いしているところですので、利用料金の見直しは、今は考えておりません。

次に、本市の子ども・子育て会議の組織体制及び検討内容についてもお答えいたします。

本市の子ども・子育て会議につきましては、子

ども・子育て支援法の規定を受け、条例により設置した附属機関で、子どもの保護者や幼児教育・保育事業に携わる事業者、事業主の代表者として商工会関係者、その他学識経験者の計21人で組織しております。

この会議は、法で義務づけられている「子ども・子育て事業計画」のほか、「次世代育成支援対策行動計画」や「保育園整備計画」に関する事項など、子ども・子育てに関する施策を一体的に審議していくことを考えております。

以上で私からの答弁にさせていただきます。

議長（中村芳隆君） 教育部長。

教育部長（山崎 稔君） 私のほうからは、放課後児童クラブについての現状と課題についてのお尋ねがありますので、お答えをいたします。

現在、市内にあるクラブ数は34カ所で、うち公設民営は21カ所、民設民営は13カ所となっております。利用している児童数については、児童クラブの受け入れ対象となっている1年生から3年生の数でございますが、公設民営が701人、民設民営が294人、合計で995人となっております。4年生から6年生につきましては、受け入れに余裕のあるクラブのみとなりますが、公設民営が117人、民設民営が125人、合計で242人、1年生から6年生の合計で1,237人となっております。夏休みの期間でございますが、若干40名程度、利用者がふえるという現状がございます。

次に、課題についてもお答えをしたいと思います。まず1つ目が、公設民営クラブの施設整備で、現在、施設の状態や規模、児童数などを考慮し、年間1ないし2カ所のクラブ室の施設整備を行っておりますが、学校の空き教室などを利用しているクラブや、施設規模が狭く、保護者の要望に応えられないクラブもございます。今後、子ども・子育て支援法により、制度的にも6年生まで

受け入れることとなりますので、整備計画を策定し、児童数の増加に対応してまいりたいと考えております。

2つ目は、子ども・子育て支援法の施行に伴い、平成27年度までに、学童保育の基準を明記した新たな条例を制定する必要があると考えてまいりまして、今後さまざまな検討が必要になってまいります。

3つ目でございますが、児童の健全育成に欠かれない指導員の育成であります。現在、市と児童クラブ連絡協議会では、支援児童への対応方法など、さまざまな研修も行ってまいります。今後もこのような研修を継続し、指導員の資質向上の支援を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） まず、ファミリーサポートセンターのことについてお聞きしたいと思います。

先ほどのご答弁で、ファミリーサポートセンターの料金の見直しのお考えはないとの返答でございましたが、スポットで利用した場合においても、たまたま、結婚式とかお呼ばれですとかお葬式など、何回も一月にファミリーサポートセンターをお願いをすることがあると、やはり家計に響くものでございます。

そこで、例えば5回に1回は無料にするとか、市内で利用できる商品券を給付するとか、5回目は半額にするとかなどのそういった対策は考えられないでしょうか。

平成27年度から、家庭的保育園、小規模保育園などの整備がされると、ファミリーサポートセンター利用のご家庭の数が減ってしまうことも考えられると思いますが、やはり、ファミリーサポートセンターは子育て中のご家庭に必要なセンターですので、維持していくためにも利用者数を減らさず、なおかつ利用しやすい料金設定を考えてい

ただければと思いますが、そういったお考えはいかがでしょうか。お願いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） ファミリーサポートセンターの料金の引き下げ、またはそういった補助制度というふうなことのご質問かと思いますが、ファミリーサポートセンターについては、やはりスポット的な利用というもので、そのサポートする側も市民の方というふうな、相互扶助という形を主としております。そのような中で、例えば、今度27年4月から始まります小規模保育事業とか、家庭的保育事業とかといったものについては、一定期間の預かりというふうな形に、この後制度が制定されていくというふうな、情報は伝わっておりますので、スポット的にお預けをするというふうな事業が、今度27年4月から始まる場所に該当する事業が、実際に出るのかということについては、現時点では情報としては、なかなかつかみにくいというふうなところでございます。

実際に、今度新たに子ども・子育て事業として始まる部分については、多種多様な子育てのサービスが展開はされますので、そういった多様なサービスの展開の中で、それぞれのご家庭に合ったサービスを利用していただくと。ただ、ファミリーサポートセンターのような相互扶助で、なおかつスポット的な、突然お葬式ができたので預けたいとか、ちょっと子どもの迎えに行けなくなった用事ができたのでお願いをするとかという部分については、やはりファミリーサポートセンターに担っていただくことが、将来的にも必要だというふうにも判断はしております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） スポットで利用できる施設

は、とても大切であると私も思います。働くお母さんにとっても、力強いこういったサポートセンターの利活用ってとても大切だと思っております。また、子育て支援に対しましても、いろいろと見直しもあるかと思いますが、その都度その都度また、必要に応じての見直しや体制のあり方、対策なども、考えがあってもよろしいかとは思いますが、

次の質問に移らせていただきます。

放課後児童クラブについての現状と課題についてお伺いをいたします。

先日2日の会派代表者質問で、副市長が、東京から子育て世代に住んでもらうまちづくりをするため、幼稚園・保育園の待機児童をゼロにするとおっしゃっていましたが、児童クラブもそれと歩調を合わせて、早期に整備をしないと子育て世代に選ばれないと思いますが、市のお考えをお聞かせください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（山崎 稔君） ただいまのご質疑に対する答弁でございますが、子育て環境の整備という今の流れ、時代の流れという中で、この放課後児童クラブの問題でございますが、一律に那須塩原市公設で、全て運営しているという場合であれば、1つの基準とか方針とか、そういったものの整備ということが可能であろうかと思いますが、現在は、公設民営と民設民営と2方式をとっていることから、なかなか一元化をして、これらの運営を支援していくということにも、幾つかの問題点等もあるわけでございます。

したがって、現行はそれぞれの独自に運営している主体側、つまり各クラブ、こういった方、あるいはそのクラブをお願いしている保護者、そういった方々の考え方、意見等も、今後さまざま

な場面で聴取しなければならない課題もありますので、各クラブとともに、しっかりこういったことについては勉強をしていきたいと、こういうふうなことでございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 市長。

市長（阿久津憲二君） これ、答弁の原稿はありませんが、実は先日市内で、いわゆる共働き家庭の子ども小学校の放課後児童クラブ、これの連絡協議会の集会がございました。100名前後だったと思いますが、これは代表している方、それから指導員を代表する方、教育長さんも部長さんも一緒にさせていただきました。

一番多くは、去年は「補助金を何で削るんだ」という話だったんですけども、実は補助金は、おとしより去年、去年よりことし出ているんですよ、市からは。その話は一切ありませんでした。補助をどうしろという話は。ただ一番の難点は、この枠をどこまで広げるか、これによって子どもたちのスペースが非常に狭いと、これが最大の課題ですよということを、役員、あるいは指導員の皆さんから、私繰り返し言われたのを、とても強く印象に残っております。

ただ、これも言っているのか悪いのかわかりませんが、その連絡協議会の栃木県の連絡協議会副会長は松本勇さん。ところが実は市長、文句言っているけれども、すごい手厚いよと、県内では。このお話を、一杯やったから何か、していただきました。どういうところが手厚いのかというと、今、部長からお答えのあったように、いわゆる公設民営と民設民営の2つの違った仕組みを一体として、努力してまとめ上げて、きちとした支援体制を組んでいると。しかし、今言われたような、最も大きな課題、それはもうちょっとスペースをくれと、子どもはどんどんふえてくると。こうい

うものについては、私は個人としては、万難を排してそういう方向でやりたいと、こう強く思っておりますので、今答弁をさせていただきます。来年すぐやるか、あるいはどういう経過をとるかはわかりませんが、これは充実しないといけない仕組みと、こう捉えておりますので、ぜひ。じゃ、いつやるんだと言われると、まだ打ち合わせもしていませんので、ただ、その集まりの中で非常に強く感じたということ、答弁としてもお話しさせていただきます。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） 市長からの答弁、ありがとうございます。

本当に、私も那須塩原市内の全部の児童クラブのほうは訪問させていただくことはできなかったのですが、数件行かせていただいた中で、やはり感じたのはスペースのなさ、整備をされて、もともとある施設を使っているわけでもなく、体育館の2階であったり、倉庫を改築して使っていたりと、その中で50名からの子どもがいる。また、緊急避難の非常口もなく、1カ所の出入り口だけであるとか、さまざまな問題がありました。

これから、4年生から6年生の子どもたちも預け入れるといった場合に、1年生から3年生、4年生から6年生では、子どもの発達状態も違いますし、また体の大きさも違います。そういった中で、ワンフロアの中でみんなが一緒にいるというのは、とてもストレスになりますので、先ほど市長から、何としても万難を排して施設を充実させるという、力強いご返答をいただきましたので、それを皆さん、待っていると思いますので、ぜひ整備のほうをよろしく願います。

また、私も皆さんのお話を聞いた中で、やはり先ほどのハード面の整備が最重要課題であると感じましたし、また、なかなか民設民営と公設公営

と、もともとの出だしが違うものですから、料金体制の違いなんかもありまして、1つのものに統一するということが、難しいものだと思いますが、今、子ども条例の中で、学童保育の基準を市で条例を制定するということでしたので、学童保育の基準という中に、そういった利用料金の統一した料金の見直しですとか、または指導員さんのお給料の面でも、やはり違いがあるという問題もあるかと思うんですけれども、そういったことでも、指導員さんの求人募集を出しても、条件が合わずに採用ができなかったりとか、指導員さんがなかなかふえなくて困っている。また、長年勤めている指導員さんの中でも、社会保険に加入したいなどと、さまざまなご意見とかご要望とかはございましたが、やはり民営ということを見ると、市として1つの基準を満たすというのは、難しいことではあると思うんですが、そういった学童保育の基準を、市で条例を制定するという中に、こういった課題も含まれているのかどうか、お尋ねいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（山崎 稔君） お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、さまざまな課題がございます。一様に条例化するというものは、例えば、それぞれの負担の会費とか、いわゆる年会費とか、そういった細部にわたる定義は、なかなか条例上は難しいと思います。

いずれにしても、例えば指導員さんとか、あるいは規模の問題とか、そういったものを基準として示し、それ以外に条例から委任されるような項目で、指導員さんの待遇とか、料金の話とか、そういったものをまた細部のほうの定義のほうで、きちっと示すことが当面の話かなというふうに感じております。

今運営している、議員ご存じのように、ご案内のように、それぞれクラブの費用等運営費もまちまちでございます。また、地区によっても若干、指導員さんの配置、そういったことも違うようにデータとして見ておりますけれども、実際に引き受ける、あるいは児童クラブにお願いする人数が、4年生から6年生までに拡大するというになると、フロア面積もしかりながら、同じように指導員の手当をどうするんだと。それまで面倒見られるだけの人数を満たすことができるんですかという問題もあります。

ですから、今後その条例化は当然なんです、細部について、先ほど申し上げましたように、一つ一つ課題等を潰しながら、各クラブとのお話し合いを経て、速やかに円滑に運営ができるように努力をする、そういったことが今の立場上の話かと思っております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） これから、さまざま協議しなければならぬことがたくさんあるかと思えます。一つ一つ、かかわる保護者、また指導員の方、いろいろいらっしゃるかと思えますが、皆さんが納得いくような形で、また最善のベストを尽くした形での児童クラブ運営になっていくことを望みます。

以上をもちまして、の質問を終わらせていただきます。

子ども・子育て会議の設置についてですが、先ほどお話を伺ったとおり、事業者とか商工会の方、また保護者の方ですとか、さまざまな分野の方が子育てに関する施策にかかわっていただいていることがよくわかりました。こういった皆さんの現場の声を聞きながら、よりよい子育て会議を運営していただければと思います。

今回一般質問をした、いじめ対策、発達支援が必要な子どもへの対応、また共働き家庭の支援などは、那須塩原市で子育てがしたい、生産世代定住化に欠かせない課題として、今回提案をさせていただきました。超少子高齢化が進む中、全国的に子どもの人数が減っている中ではございますが、また子どもを取り巻く環境も、絶え間なく変化をしております。

きのうのいじめ防止のコンソーシアムの講義の中で、世界地図をさかさまにして、オーストラリアの子どもたちは、日本とは逆の地図で勉強しているとお話がありました。今の状態で、例えば閉塞した状態になったとき、逆転の発想が必要なのだと、その講義を受け感じました。

子どもの人数が減るから、例えば、子育て支援にも経費削減になってしまったりとか、児童クラブの利用人数も、徐々に子どもの数も減ってくれば減少していこうから、整備を進めるのは動向を見て待つとかではなく、ぜひ積極的に、地図をさかさまに見る発想の転換で、生産世代の定住化計画を、那須塩原市が住みやすい、子育てしやすい、安心安全な那須塩原市となっていくようにしていただければと強く要望し、まとまりがなくなりましたが、一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

議長（中村芳隆君） 以上で、2番、星宏子君の市政一般質問は終了いたしました。

散会の宣告

議長（中村芳隆君） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時00分